

第百三回 参議院 地方行政委員会 會議録第五号

(1011)

昭和六十年十二月十七日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

十二月十六日

辞任

寺田 熊雄君

補欠選任

上野 雄文君

出席者は左のとおり。

委員長

増岡 康治君

理事

松浦 功君

委員

吉川 芳男君

佐藤 三吾君

上田 稔君

大河原 二郎君

加藤 武徳君

金丸 三郎君

上條 勝久君

出口 廣光君

上野 雄文君

志苦 裕君

丸谷 金保君

中野 明君

神谷 信之助君

坂山 映子君

國務大臣

厚生 大臣

自治 大臣

政府委員

内閣審議官

内閣総理大臣官

房審議官

平井 清君

田中 宏樹君

総務庁恩給局長

厚生大臣官房審

議官

兼内閣審議官

自治省行政局公

務員部長

常任委員会専門

員

大蔵省主計局主

計官

厚生省年金局長

画課長

厚生省年金局長

金基金指導室長

自治大臣官房企

画官

自治省行政局公

務員部長

日本国有鉄道共

済事務局局長

佐々木晴夫君

山内 豊徳君

中島 忠能君

高池 忠和君

中島 義雄君

鏑木 伸一君

和田 勝君

土野 守君

松本 英昭君

小玉 俊一君

本日の会議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(増岡康治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十二月十六日、寺田熊雄君が委員を辞任され、その補欠として上野雄文君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 最初に大蔵省主計局。

実は、帯広市の職員組合からどうしてもこれだけはちゃんとしてくれ、というのは、大体十五万都市のこの帯広市の例で、行革特例に基づく例の四分の一カット、これが消防と組合と両方合わせると約一億円あるというんです。これは全国のことですが、何とか返してもらおうに頑張つてくれと、こう言われているんですよ。

大蔵大臣の衆議院での答弁を見ますと、これは十二月末の予算編成の過程で結論を出したいと答弁されているんです。その答弁を聞いてみると、これは望みなきにもあらずというふうな気がするんです。絶対だめだと言っていないんですから。その段階で何とか考慮したい、大蔵大臣は結論を出したいと言っていますね。

一般会計の予算規模が五十三兆八千億円台というふうなおおよそのことが出てきましたので、もう予算編成の時期は迎えた、十一月段階とは違ふと思うんで、その後この問題に対する大蔵省としての対応、それから結論がどういうふうに出たのかということをお話しいただきたい。

○説明員(中島義雄君) まず、お尋ねは行革関連特例法によります年金関係国庫負担のいわゆる四分の一カット分の扱いをどのようにするかということだと存じますけれども、その具体的内容につきましては、今後の国の財政状況を勘案する必要がございますために、現時点でははっきりした形でお示しできないわけでございます。しかし、政府といたしましては、昨年来繰り返し御説明申し上げていきますように、国の財政改革をさらに一層

強力に推進するなど誠意をもって対処することといたしております、今後において積立金運用収入の減額分も含む年金国庫負担の減額分のできる限り速やかな繰り入れに着手したいと考えておるところでございます。

そこで、大蔵大臣の答弁との関係でございますけれども、大臣はいわゆる六十一年度は年金法の改正、まあ今お願いしております共済法の改正問題もございまして、そういった問題も踏まえ新たに検討をすべきであるという趣旨で答弁されたんだらうと存じますけれども、将来における返済計画の点につきましては、遺憾ながらその基礎となりまして国の財政事情が一向にはかばかしく好転しておらないという状況でございますので、具体的な返済計画の明示はしばらくお待ちいただきたい、このように考えておるところでございます。

○丸谷金保君 これは、大蔵大臣の答弁をあなたに文句言ってもやむを得ないかもしれせんけれども、質問の方は、四分の一カットは速やかに返済すべきであるが、どうか、こういう質問なんですよ。それに対して大蔵大臣の方は、十二月末の予算編成の過程で結論を出したいと。今のお話はまだ過程の話で、結論の話でないんですよ。しかし、事実は五十三兆八千億というところの予算が一応固まってきたら、この中でどう結論を出したのか。これはもう来年度は払えないんだというの、一つの結論ですね。そして後年度は払える、何とかしたいという、だから、どちらにしても、ぎりぎりのことでは、この段階における結論を御答弁してもらえないと困るわけです。

○説明員(中島義雄君) 先生御指摘のように、予算編成作業はいよいよぎりぎりの段階に差し加かっているわけでございまして、ただいまの年金関係のいわゆる国庫負担の減額分の返済

し上げましたように、関係者に対して十分この趣旨を御説明申し上げまして、権利の行使が十分できるように意を用いてまいりたいというふうに思っています。

○丸谷金保君 PRを十分にとおっしゃっていますけれども、それは共済組合連合会を通じて各共済に十分指導するようにと流しますね、そうしますと各共済はどうすると思いませんか。これは退職者に対する年金月報とか、毎月出しているいろんな月報があります。そういうものに載せて解説がいくんです。いいですか。それが十分に下部に行き渡ったという一番大きなあれなんです。これは年金を受けている者のところへは行きますよ。しかし、退職年金を受けていない、組合員になっていない者、脱退して国民年金なり何なりに属した者、こういうところは行かないんですよ。そうすれば、こういう事実を知ることが非常に困難な者も出てくるんです。それらの該当者に対するPRはどうするんですか。全部調べ上げて、あなたは今度はこういう権利がついたからというふうなことを市町村の窓口でもやらせるんですか。それでもわからない者は出てきますよ、窓口でわからないと言っているんですから。どうするんですか。

○政府委員(中島忠能君) 先生が御心配になられる点は非常にごもっともな御指摘だと思います。私たちも、この法案を成立させていただきましたならば、共済関係者とか地方団体の共済担当者等を集めて、今、先生が御心配になられたような点も含めてよく相談しまして、関係者へのPRが十分行き届くように私たちもひとつ工夫してまいりたいというふうに思います。

○丸谷金保君 知らない人がたくさんできることはもう明らかなんです、実務をやってきた者にしてみれば。この法案が例え通ったとしても、三カ月なら三カ月以内くらいに実施するというにしまして、その間にそれを末端に知らせるということに容易なことじゃない。そうすると、やはり請求の月その月からというくらい親切が、せっかく

こういう救済措置をとるんですからやるのが私は当然だと思う。これはわからない人がたくさん出てきますよ、おたくが今そう言っているも。

それから、そういう場合の掛け金はどのようになるんですか。掛け金というのは、例えばこういう場合があるんです。共済年金を脱退して国民年金に入っているというふうな人たちが、こういうのも出てくる。だから掛け金を払い戻すか何かということも、国民年金は任意加入じゃないですから、そういうふうなものも全部入ってくるんです。これは厚生省じゃないとわかりませんか、おたくの方では。

それでは法案の中身で言いますと、初診日のとり方ですが、これはおたくの方の通知をいただきたいのを見ますと、「病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日」というふうに理解してよろしゅうございましょうか。発病でなくて、初診日というんだから初めて診てもらった日ということになりますね。

○政府委員(中島忠能君) 先生も御存じだと思えますけれども、法案の八十四条でございますが、「病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日」ということで定義されておりますので、そういうふうなまま御理解いただいていいんじゃないかと思えます。

○丸谷金保君 そうすると、請求する場合の初診日を証明するものという、医師または歯科医師の何らかのあれがないとだめだということになりますか。

○政府委員(中島忠能君) そのように理解していただいて結構だと思います。

○丸谷金保君 そうすると、それが無いと受け付けないということになりますね、末端では、そういう資料がないと。

○説明員(土野守君) 障害年金におきまして傷病の認定の際には、医師の診断書に基づきまして審査会において障害等級を認定するという取り扱いになっておりますので、医師の診断書等がなければ

事実上認定することは難しいんじゃないかと思えます。

○丸谷金保君 それは前の、現行法の場合の話であって、いいですか、今度は事後重症制度というのは、医師が診断したときから何年もたってから重症になったというのを救済する措置でしょう。

身体障害の状況を医師が診断して決めたんだから、それによるんだと言ったってそれは別なことではないですか、初診日というのは。同じお医者さんとも限らないでしょう。

○説明員(土野守君) 御指摘のように、長い期間を経過した後の事後重症でございますので、同じ医師であるとは限らないと思えますが、やはり当初の診断書等が審査の際の前提になるのではないかと、そういうふうに思われます。仮に、当初の医師等からその後の傷病の進行状況の診断書がとれない場合には、ちょっと具体的な手続を正確に承知しておりませぬけれども、恐らくその後の医師の証明をもとにして審査会等において判断するということになろうと思えます。

○丸谷金保君 その後のお医者さんがどうやって初診日を決めるんですか。十年もたつてから、お医者さんが初診日の立証をどうやってやるんですか、そんな方法ありますか。

○説明員(土野守君) 障害の認定の場合に、先ほど申し上げましたように、本来は初診日におきまして障害を認定した上でその後の事後重症という状況を確定していくんだらうと思われまますが、事実上、時間が経過した場合に、初診日の医者とその後、時間の経過した場合には、恐らく本人の申請等によりましてできるだけ過去の病歴とか、そういうようなものを確認をして、その上でやはり審査会において判断されるということになるんじゃないかと思えます。

○丸谷金保君 そうさせますと言いますか。なと思います。それは提案者としての答弁にならないんじゃないですか。だれが、そう思いますでやれますか。おたくの方の指導は、今言われたように、非公式的ながらやっているというものは、

初診日のときの医者なり、歯科医師の診断が、証明が必要だということになっていっているんですね。下部でもそういうふうな受けとめているんです。それで困ったという問題が出てきているんです。

具体的に言いますか。その方が私も聞きやすいんですよ。実は、私のところへも困ったという問題が一つ来ているんです。それは昭和十四年の十月二十三日生まれのA君、名前もありませんけれども、これは三十六年の四月一日から国民年金に入っている。それから四十一年の四月五日に国民年金を脱退している。それから四十五年の四月二日に今度は地方共済に入りました。それから、本人の申し立てによると五十二年の十一月二十日が初診日だと言います、本人がです。そして、結局長期療養をやっております。五十二年の五月一日に退職です。そういうことになりました。このときのこの人の病名は虚血性脳症というふうに診断されたんです。そして、肢体に麻痺がくるということなんです、まあその程度だったんです。

それがその後国民年金に入った、この人は五十八年の五月一日になると地方共済の方は時効になります。国民年金には入っているんです。そのまますと入っています。六十一年の二月に身体障害者福祉法によるところの身障三級、それから六十一年の十月に身障二級を受けたんです、麻痺性肢体不自由歩行困難という理由で。それで、おたくの方の予定でいくと、今御答弁がありましたように六十一年の四月から実施ということになります。ところが、この人はその後病院をかわったんです。何軒も何軒もかわりまして、ですから、今度の四月一日から実施をされればこれによつて証明をしたいと言っているんですが、今のところ町村の窓口ではこれはだめだろうと、カルテを持ってこいと、こう言うんですよ。ところがカルテはないんですよ。カルテの保存期間は五年ですから、病院をかわっているの古い患者のカルテはないんですよ。前の病院へ行ってもそれはわからぬと言っていて出してくれない。

昔は、我々が共済組合をやったころ長期療養者の台帳というものがあつたんですよ。だからそれを探してみようと言つたんだ。そうしたら、探したのが今はもうないものになつてしまつたと言ふんです。療養者台帳。これは人権にかかわる問題があるからというのでつくるのをやめた、そういうことで、五年かかったという証明も出ないんですよ。どつちもこつちもこれふさがつて、そしてそれらも保存義務がないからわからないということも戻つてきているんですよ。そうしますと、これは五十八年の五月一日で病氣給付が時効になつていますが共済組合の方では払わないんですよ。国民年金の方でも今度受け付けるといふことも受け付けられないんです。これはどうやらいいんですか。実際に知っている人なので私もほとんど困っているんですよ。

○説明員(土野守君) 具体のケースにつきましてはもう少し調べさせていただきます。その上で御返事したいと思ひますが、一般的に申し上げますと、今おっしゃつたような問題が出てくると思ひます。そういう場合に、厚生省等の取り扱い、あるいは四共済法同様でございますので同じような取り扱いをしなければならぬと思ひます。関係各省で相談いたしました取り扱ひを決めたいと思ひますが、今私どもが厚生省から聞いています中では、今御指摘のような場合には新しいドクターが本人から問診をいたしまして初診日等を聞き取つて、言うなれば医者の心証によつてその辺の判断をしているケースがあるやうだといふふうに聞いておりますが、正式な形で聞いたものでございませんで、その点を確認した上で御返事申し上げますと思ひます。

○丸谷金保君 大臣、この法案の提案者は自治大臣です。私は、今法案の中の初診日というものが出てきますので、それがこつちうな展開になつた場合どうするかと聞いているんです。厚生省が出てこなきゃ返事ができないんですか、自治省が提案している法案の中身について。それはどういふことなんでしょうか。

厚生大臣おいでになつてすぐでちよつとおわかりにくいと思ひますが、今、厚生省とも相談しなければならぬといふ自治省の答弁なんです。そうですね。この件については厚生省とも相談しなきゃならぬといふことでしよう。

○政府委員(中島忠雄君) 御答弁申し上げましたのは、御提起いただきました問題が厚生年金法にも関係する問題でございますし、四共済にも共通する問題でございますので、それぞれの省庁で相集まりまして同じ取り扱ひにしたいので、関係省庁の間でとにかく相談して統一した取り扱ひを申し上げたいといふことでございまして、厚生省の方に仮に先生がお聞きいただきましたら、厚生省の方もやはり関係省庁の間で、こつちういふふうに答弁するんじゃないかと思ひます。先生の御満足いただけることにならないかもわかりませんが、御了解いただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 厚生省の方はもう実施しているんですよ。厚生年金と共済との通算は。だから、厚生省の方はもう具体的なこつちういふ問題は実際に出ていっていると思ひます。だから、私は当然この種の相談は、一緒に出てきた法案でないんですからやらせてなきやならぬはずで、今私が問題を指摘する前にもこの種の問題は出ていきなかつたらぬと思ひます。

それで、厚生省、厚生省の法案を僕は読んでないけれども、今のお話を聞くと、この事後重症制度というふうな救済措置は厚生年金の方でも同様に新たに行われているんですか。

○政府委員(山内豊徳君) 厚生年金保険法についてのお尋ねでございますが、現時点で事後重症の扱いについては取り扱ひが行われているのが現状でございます。

○丸谷金保君 それでは厚生省にお聞きしますけれども、カルテのない初診日の証明はどうやって出していたんですか。

○政府委員(山内豊徳君) 実は、これが障害年金に限らず証明するのが一番難しいところでございます。やはりカルテで証明できるに近い実態を何とかつかまえないといふことで、しかし、資料がよくそろつておられる方とそうでない方の違いがどうしても出てしまつていまして、単純に申しますと、病気の種類とかけがの状態によつても違つてくるのでございまして、やはりそのことが争点となつて行政不服審査などで争われるといふケースがございまして、それから、一概にどういふ方法があればカルテがなくてもよいと断定できないので、端的に申しましてケース・バイ・ケースと言わざるを得ないのでございまして、認められた例として一番例が多い方になります。これは、余り昔のことだといふのはなかなか難しいのでございまして、短い間でございまして、初診日で診断なさつたお医者さんではないけれども、その病氣なりけがの状態を見て、まあ本人が言つて初診日が正当じゃないか、しかもその段階で例えは診てもらつた医療機関がなくなつていまして、消滅している、しかし確かに何年ごろそこを医療機関があつたといふふうなことでございまして、割合行政当局としても立証がとりやすいんでございまして、そうでない場合は、後になつてこらんになつたお医者さんが、本人が申し立てている初診日をどうしても責任を持って自分が断定できないといふ場合は御本人の言ひ分が通らない場合もございまして。

○丸谷金保君 これは通らないし、大体受け付けられないんですよ。いいですか。今具体的な例を私申し上げたんですが、昭和五十一年の十一月、地方共済なんです、この場合は地方共済で、初診日、そして五十三年の五月一日に退職して国民年金になったんです。その前にも国民年金期間があるんですが、これが六十一年の二月それから十月にそれぞれ三級二級といふふうに身体障害者福祉法の認定を麻痺性肢不自由歩行困難といふことで受けたんです。ところがお医者さんがかわつていまして、その病院だつてあるんですよ。しかし、カルテの保存義務がないから、カルテのない証明は書けないとお医者さんは言うんですよ。いいですか。これもつともでしよう。そうすると、今度は別のお医者さんが認定するといふので、八年近くたつていて初診日の認定は別のお医者さんでもできないと言ふんですよ。本人は覚えていまして、五十二年の十一月二十日が初診日だと本人は言っているんですよ。

ところが、本人がそう言っているために、今度は逆に言ううと国民年金の方の対象にもならないんですよ。なりませぬ。それから共済年金の方は、もう時効が完成しているから関係ないといふことで全然相手にしてくれない。お医者さんもあれだ。だから、きょうこではつきり言つてもいい。これは、カルテで初診日の証明ができない場合には、審査会等でもって確定するから本人の申し立てによつて書類は受け付けなさいと、これをまづはつきりしてもらいたいんですよ。いかがですか。これは共済の問題なんです、自治省。それでなかつたらこの人は今こで何ぼそんなことを言つた受け付けてくれないんですよ、だめです。

○説明員(土野守君) ただいま先生御指摘のように、そういうケースの場合に書類を共済組合が受け付けることについては、そのやうなふうな共済組合の方へ連絡したいと思ひますが、ただ、厚生省の方からも御答弁がございましたようにいろいろなケースがございまして、受け付けたことが直ちに認定につながるというのではございません。さうして、そういうケースを受け付けた上でできる限り調査をして、そういう権利がある場合にはそういう権利を発生させるというところは共済組合に対して指導してまいりたいと思ひます。

○丸谷金保君 後の方を言わないで前の方、前段だけの答弁なら了解できるんですよ。結局、共済組合としては受け付けさせるといふことですね。それから後は、なるかならないかは、その後の事実認定は審査会なり何なりによるから自治省としてどうこうという筋のものではない、こつちういふことです。

厚生省、こういうケースはたくさんあるでしょう。ケース・バイ・ケースと言うけれども、ケース・バイ・ケースでないんですよ。カルテは五年と決まっているでしょう。病人はなかなかよくならないとあちこち病院をかえるんです。病院をかえると前のお医者さんはいきなり持たないんですよ。通常なかなか五年後まで持っていてくれないし、共済組合では、長期療養台帳なんというものは人権問題があるからといってなくしてしまっていてない。長期療養給付も組合員であればありますよ。退職して組合員でなくなつて国民年金にかわってしまった者まで共済だつて証拠は持つていないんですよ。そうすると、ここで初診日とせつかく書いてもなかなかそう簡単にはいかないから、それでこの初診日についてはもう少し具体的に、これこれの場合も該当させるというふうなことが何らかの形で明らかになつていないと、実際の取り扱ひ上はこういう人たちは宙に浮いてしまふんです。

例えば、この人の場合でも、ずっと国民年金は払っているんですよ。国民年金を払わなければそれはお父さんがずっと払つてくれているんです。今でも、掛金は。だから、何かなければ生活保護にもならないから払わなきゃいけないんですよ。したがって、こういう人は、六十五歳なり六十歳というふうな時期が来なければ、そのうちに年が来ちゃうんです。老齢年金を受けるためにやはり国民年金を払っていかなくちゃならない。そうすると、せつかくの事後重症制度というふうな法の改正があつても救われぬ。救われぬのはケース・バイ・ケースだということじゃなくて、この種のケースは、たまたま私は今具体的な例を一つ申し上げましたけれども、何も一つじゃないと思ふんですよ。こういうケースはたくさんあるはずなんです。

自治省の方は今まだ法が施行していないからと言つていますけれども、厚生省にはこの種の問題は幾つも出ています。そうすれば、少なくとも今度のこの法案が出てくる前には当然事務ベースで詰めて、こういう場合どうするかということの相談がないというところの方がおかしいじゃないですか。厚生省、どうなんですか。こういうような問題があるよというふうなことは相互調整の中で、文教だとか農水だとかとはやらないんですよ。

○政府委員(山内豊徳君) 率直に申し上げますと、その障害の認定についての御相談というのはやっております。先ほど申しましたようなケース・バイ・ケースというのは非常に言葉が大ざっぱにお聞きになったかも知れませんが、もちろん私どもはぎりぎり、これはなるほど証明できるといふものを詰めるためには当時の状況を調査しますとか、いろいろな手だてを講じております。それをただ一般的に、こういう場合はというように、何と申しますか、一つのスタイルを示して割り切るにはやはりどうしてもこれはケース・バイ・ケースという点が入ってきます。ですから、内科的な疾患の場合、外科的な疾患の場合いろいろございまして、確かに当時からかかっていたお医者さんが現在健在なだけどもなかなか証明書を書いてくれないとか、そういう社会的な事情もありまします。ですから、カルテの保存義務の問題はともかくとして、できるだけそれを周知から立証できるもの、例えば、厚生年金の場合ですと、当時の同僚の方から確かにあのころがを医療機関に行つていたというふうなことの証明をとるか、いろいろな手だてを講じておりますものですが、恐らくもし今後御相談させていただくとしても、先生がおっしゃる通りに厚生年金の方がやや取り扱ひ例が多いかと思ひますから、そういう実例を御提示して御相談に應じることではないかと思つております。

○九谷金保君 それで自治省、今の御答弁のとおりなんですけれども、先ほど申し上げた指導して下部に出す場合に、通り一遍のあれだと、初診日のあれというのは医師や歯科医師の診断書なりが証明だといふふうなことでなくて、証明のとれない場合にも、今いろいろあつたやうなこういうこ

とがあるから、例えば、町村長の証明だとか、何らかの公的機関の証明なり何なり、あるいは友人の場合であればしるべき保証人のような友人を何名以上立てるとか、こういう方法も考えないかと、こういうふうな指導要領の中で言つてあげない、どうも今まで聞いていた話で、下部の共済組合にいきますと、事務屋泣かせの法案だということになるんですよ。我々頭抱えちゃうと。上からは通り一遍の指導しかこない、具体的な例はこういうふうなたくさんあると。こういう点親切な指導をやつていただければ、どうですか。

○政府委員(中島忠能君) 先づ格の厚生省の方でいろいろな経験もしておられるようでございます。私たちがそういうところからいろいろ知識を吸収いたしました。第一線の実務をしておられる方が役に立つような情報をできるだけ提供するように努めてまいりたいというふうに思ひます。

に思ひます。やめられたときの事情によつて、その状態によつて異なると思ふわけでありまして、しかし社会通念として官民格差があるということには言われておるわけでありまして、その実態は今申し上げたやうなものでなからうかというふうな思つております。

○九谷金保君 民の方には私は期待権というか、こういうものがあると思つてゐるんですよ。例えば、社会保障制度審議会から厚生大臣あるいは大蔵大臣、自治大臣に出てきた六十年四月十日の答申におきまして、「職域年金部分を設けることについては理解できるが、民間との権衡等についての資料も不十分であり、また、国家公務員、地方公務員その他の者を通じて画一に扱うことにも問題がある」と。これはいろいろ衆議院の段階でも論議されましたが、国家公務員や地方公務員はいろいろな制限を受ける。権利の制限も受けるし、あるいは職務専念義務、その他のいろいろなものがあるからということとそれが千分の一・五という形で救われているんだというふうな、そんな程度のものでないかと私は思ふんです。例えば厚生年金基金の方ですと、これの代行をしていられる額と、二〇〇%から三〇〇%、それで一体金額でどれくらい出ているのがあるかと思ひましたら、代行部分で加算部分で三百万ももつていられる人があるんですよ。この年金基金の代行部分の頭打ちはないんですよ、厚生省。

○九谷金保君 ひとつお願いします。次に、官民格差、軍人恩給、その他の問題を絡めて御質問を申し上げます。官民格差論というものが今盛んに言われています。しかし実際に、厚生大臣、言われるほど例えば厚生年金と地方共済年金なんかの場合で格差がありますか。我々そういう点ではむしろ官民格差があるというふうな表現を使ふんですが、私たち自身現場で調べてみますとこれは帯広の例ですが、平均三九・七の組合期間で、決定済み額が一人平均百八十八万二千円なんです。そうすると大体厚生年金でも三八・七いけば今でもこれくらいになるでしょう。公務員の実態も実際に調べればこんなものなんです。田舎の方だけが安いんですか、地方公務員だけが。そんなことないと思ふんですよ。どうですか。あります官民格差。厚生大臣に聞いています。厚生大臣の感触として官民格差をどう考えますか。

○政府委員(山内豊徳君) 厚生年金基金制度はお話のようにむしろ一定水準以上を義務づけてはおりますが、特に頭打ちという点については、実際それだけの費用負担ができれば設計が可能であるという制度でございます。

○九谷金保君 それでは、逆に民と官の格差が逆になる場合もあり得るじゃないですか。今の厚生省からいって、国家公務員や地方公務員の場合は一定限度以上にはならないでしょう。計算例を見てもそうだし、現在でも四十六万円という計算例が一番高い例ですが、そういうものを見ましても一定限度以上にならぬし、厚生年金の方は、そ

の会社の成績がうんとよくて、どんどんもうけて、余裕があれば年金だって幾らでも出せるような今、法律じゃないんですか。どうなんですか。

○政府委員(山内豊徳君) 企業の業績によつて幾らでもということがどの程度言えるかは別として、今申しましたように、本来厚生年金本体で行つていただくような代行部分のほかに、加算なりかさ上げ分があるのは御指摘のとおりでございます。

ただ、この場合少し留意しなければいけませんのは、企業の厚生年金の場合は退職金を年金化するとあるいは一時金の選択ができるということがございますので、完全にそのプラスアルファの給付だけで比べられるかどうかわかりませんが、先生のおっしゃる意味では業績の上がつているところで厚生年金に上積みすればかなりの企業年金受給者がいるのではないかと、その限りでは御指摘のとおりだと思つております。

○丸谷金保君 それで、厚生省は退職金、退職金といふことばかりで、我々も退職金の振りかえだとかばかり思つていたんですよ。必ずしもそうでないじゃないですか。おたくの方の調査によつても必ずしもそうでないですよ。どうなんですか。退職金とは限らないじゃないですか。

○政府委員(山内豊徳君) ただいま私が申し上げましたのはそういう部分もあるためにと申し上げただけでございます。確かに設計としては全く年金部分だけだから代行部分に比べて割り増しをした例はございます。その場合、もちろん先生の御指摘はそのとおりでございますが、例えば支給開始年齢を少し早目にするとかいろんな要素もございまして、先生がお挙げになったような例は民間の厚生年金を適用している企業年金の例としてはそのとおりがあると思つております。

○丸谷金保君 そのとおりの例があるということ、いいですか。会社の業績がよくて、どんどんもうかって、百分の一ですか、限度を出る分についての積立金の税さえ払えば、それもわずかな税

で際限なく今の制度でたくさん出せるでしよう。そういう例は少ないと言つても、期待としては、うちの会社もうんともうかって成績を上げれば退職年金だってたくさんもらえるようになるんだという厚生年金受給者はあるわけでしょう。どうなんですか。

○政府委員(山内豊徳君) おっしゃる通りに、特別法人税の課税されるような給付レベルを持つている基金もございまして。これは数だけ申し上げますとやはり数%ということでは今今ございせんが、先生のおっしゃる意味は私今今ううに理解するんでございまして。二千何百万というすべての厚生年金加入者が観念的にはそういう期待はできると思うんでございましてけれども、やはり期待できる企業というのは限られてくるんじゃないかという感じもいたすのでございまして。

○丸谷金保君 そんなですがね。いいですか、期待できる企業というのは社会通念上そんなにないだろうと、しかし、すべての厚生年金加入者は、自分たちが一生懸命やつて自分の会社の業績をうんと上げれば年金もたくさんもらえるようになるんだという期待を持った職場で働いているんでしよう。このことは間違いないですね。そして制度としてもそういうことが可能になっていくことでしよう。国家公務員や地方公務員は違つていくことです。それを厚生大臣、何で官と民の格差だなんていうことを言わなきゃならないんですか。それから退職金があるから仕方がないというような、問題をずらした問題で、いかにも官と民に格差があるんだというふうな言い方をするのはおかしいじゃないですか。

○国務大臣(増岡博之君) これまでの計算方式でいきますと、厚生年金に比べて相当多額な年金が出ることも事実でございます。そういうことから官民格差と言われていると思うわけでございますが、今度の改正はただ官民格差ということだけじゃなしに、その制度自体の安定化ということも基本としておりますので、そういう観点からいろいろなのは正もなされた面も多かるうというふう

思います。

○丸谷金保君 そこがもう根本的に違つてますよ。そんなに官民格差もないんです。いいですよ。これはおたくの方の資料なんです。昭和六十年四月から六月までに厚生年金基金の裁定したの件数は二万八千件、総額が約百五十九億です。一人当たり月額十八万九千二百八十五円出ています。いいですか、六十年四月から六月まで、そうしましたら官の方だってそれはそんなものですよ。

試みに私のところの数字を挙げますと、これは昭和六十年の三月の定年法施行により退職したある官庁の実例ですが、三十四人います。平均が三十五・八カ年ですね。平均が百八十六万八千円、これは間違いなく、このときにやめた人たちが三十四人、この役所でですよ。これは公務員です。それから、六十一年三月三十一日に定年退職する人、これは八名います。この組合員の期間が三十二・一カ年で、予定年金額の平均が百六十五万八千円なんです。いいですか。これ役所の全員のものです。

厚生年金に比べてトータルでまだ高いか安いかわからないけれども、トータルでも代行部分とあれですと厚生年金も国民年金も変わらなくなつていくんですよ。過去に国家公務員や地方公務員の年金の方が高いからなんて、大臣がまだそういう十年も前の状態を念頭に置いて御答弁されたら、それは国家公務員や地方公務員はたまりませんよ。もう何にもないんですよ。具体的にはおたくの数字で見てどこに官民格差があるんですか。

○政府委員(山内豊徳君) 先生、厚生年金本体と企業年金である厚生年金、特に代行以上の部分を合せての御指摘だと思つてございまして、先ほどお挙げになりました厚生年金で実際にいる額は、実は私どもの資料では男子の場合でも年額三十四万ぐらゐの現行支給状況なんでござい

す。それから、それはそれといたしまして、基本的

に官民格差という問題ですが、これはちよつと私が政府委員として答弁していかどうかと思つてますが、別に官民格差は正だけが今回の改正の唯一の理念というのではなくて、大臣が答弁いたしたように、公的年金全体として安定するためにはどうあればいいかということなんでござい

それともう一つは、確かに官民格差と世に言われております場合に、すべての公務員が平均的に民より高いという議論よりも、従来の共済年金の算定方式ですと、退職時の給料が高い方はどうしてもやはりいい年金が出る、これは企業でいえば相当の役職まで上り詰めた人でもそこまではいかないという問題が実は現象的には目立つ問題であつたかと思つてございまして。したがいましめて、先生御指摘のように、厚生年金と同じような方式で計算した方がむしろ年金額は有利になる共済組合員の方がたくさんおられたわけでございますので、そのあたりは、今回改正がとにかくすべての公務員年金を一律に下げたというよりも、そういう計算方式を厚生年金方式にできるだけ近づける改正をお願いしているということで御理解いただきたいと思つておるところでございます。

○丸谷金保君 全然理解できないんですよ。今あなたに言われるような必ずしもそうでないと、そんなこと世間だれも知らないですよ。やはり官の方が高いと思つていらっしゃる。たまたま少しは高いものもあると。

大体自治省がこういうものを出すからいけないんですよ。「地方公務員共済年金制度改革案の解説」。この中の計算方法で、どこかに最終月額四十六万円というのがありましたね。平均すると三十五万だと、通算に直すと。こういう実例が出てくるんですよ。これありますよ。ちよつと僕も今探してみても、どこかにあるんですよ。そんな最終月額四十六万円ももう地方公務員は一体どれだけの人がいますか。

○説明員(松本英昭君) お手元の資料の作成は必ずしも私どもが作成したわけじゃないかもしれませんが

れども、いろんな例をとりまして、そしていろんな例にひかかるような事例を研究していただくために掲げていたというように記憶をいたしておりますが、その中で最終四十六万というのはいまありません。ただ、事例の中に、ただいまのような趣旨がありますので……

○丸谷金保君 何ページだったですか。

○説明員(松本英昭君) ちょっと今何ページというのは見当たらないのでございますが、事例の中には、そういうケースの例を算出するために若干現実には希有な例、そういうものもあえて取り上げたものがあつたように記憶をいたしております。

○丸谷金保君 それで、実際にそんなに地方公務員や国家公務員の年金は高くないのに、いかにも今でもまだ厚生年金とはこんなにあるから今度の法律でやらなければならぬということとは全く間違

○国務大臣(増岡博之君) それぞれの年金の制度間の公平を図ろうという気持ちもございすけれども、それと同時に、各制度が長期的に安定をしていなければならぬということが大きな基本で今回の改正をお願いいたしておるわけでございます。

○丸谷金保君 それと、厚生年金の場合には今のようないくつか、いろいろな三つの方法がありますね。それによつてその会社やうんともうかれ

方公務員と厚生年金の、会社等で働いている人た

ちの年金を比べること自体に問題がありませんか。本来比べるべき性質のものでないんです。厚生省はそういう点で非常に上手な世論操作をして、いかにもそれをけしからぬことのように、例えは今の代行の企業年金の場合でも、退職金からだと、退職金が出ないのはたくさんありますと言わないでしよう、聞いても。そういうふうな調子の答弁で、いかにもあるように言っていることの間違いが一つ。

それからもう一つ、厚生年金の方でもうんともたらえるような期待、可能性があると。それから、もつと突つ込めば、本来比較をしたり、千分の一・五を長期部分として加算すればそれは見えてい

○国務大臣(古屋亨君) 地方公務員共済におきましては、お話しのように基礎年金の制度を入れ給付の適正化を図るということで、将来、人口老齡化ということで七十年を目指していわれる一元化を政府は目標にしておるのでございまして、地方公務員の共済というのは公営企業とかいろいろのもので相当マイナスのものもありますから、地方共済がほかの比に比べて余裕があるというよう

今度の改正で、年金の職域部分について地方公務員の立場で考えたことも、職域年金の第三段階といいますが、率直に言いますと、この共済制度は先ほど先生がお話しになりましたように、私も昔総理府でやらせていただきましたが、今覚えてい

人ぐらしか知らぬ、わからぬでは困るから、私もこの問題については一生懸命に勉強しました。が、まだまだ先ほどの御質問を聞いておりますと私も知恵が足らぬ、もつと勉強しなければならぬということをつくづく感じておるところでございます。

○丸谷金保君 この官民格差の問題は非常に世論操作が先行して、一般国民はいかに官民格差が悪だというふうな、けしからぬという声が充満しているんです。しかし、今私が質問申し上げましたように、民の方は自分たちの汗水流した努力と運もあるでしょうけれども、その企業がどんどん伸びれば給料だつてうんともらえるし、年金だつてうんともらえるような状態の職場で働いているわけですか。いいですか。それから国家公務員や地方公務員は、例えば、公営企業がどんなにもうけてどんなに知恵を絞つて収入を上げたつて、これは国家公務員や地方公務員の給与ベースからは上げられないんですよ。私は現実にはそういう職場を持

○国務大臣(古屋亨君) 今、先生から、地方自治体の長としておられました多年の御経験からい

地方公務員がよ過ぎるから官民格差と言われると

いうことはこれは大きな間違いであるというふう

○丸谷金保君 さしたたつて、そういう点で野党

○政府委員(佐々木晴夫君) 軍人恩給の場合に

七

ただ、日本本土でありまして、ここにありま
すように沖縄本島あるいは千島列島、いわば現に
非常に激戦が行われたところ、これにつきまして
戦地加算を同様のバランスでもって算定する必要
がありますので、そうした特別の地域についての
み後にこれを指定したという結果になっておりま
して、北海道は内地そのものでありますので、こ
れについては加算年の規定がなかったわけでご
います。

○丸谷金保君 その話はまた後にします。

実は、この恩給の關係では軍人恩給資格者の問
題があるんですが、そうすると、北海道なんか内
国戦務加算というのがありますね。これはこれに
は出ていましたか。

○政府委員(佐々木晴夫君) 内国戦務加算につ
きましてはこの表に出ておりません。

○丸谷金保君 それは不親切じゃないですか。そ
うすると、大体これを見て、おれたちだめだとな
りませんか。これ以上のものを、一般の軍人恩
給をもらっている人としては勉強する方法は普通
ないんです。そうすると、十九年三月からとなっ
ていますよね。それから、それによって今度はま
た指定部隊加算というふうなものもあつたん
です。それを、内国戦務加算をこれのどこかにち
よつとぐらい出してはなかつたらそれは不親切で
すよ。

○政府委員(佐々木晴夫君) さらに検討させて
いただきますけれども、実は、加算の体系というの
は非常に膨大なものでございまして、これはいわ
ば一覽的に戦地加算につきましてまとめたもので
ございまして、ほかに、今の内国戦務加算、これは
それぞれ部隊につきましてこれを指定した、ある
いは職務加算、こうしたものがあるものとござ
いますので、非常に膨大になりまして、かえ
って見にくいだろうと、こういうことでもって、
これは「わかりやすい恩給のしくみ」でいわばま
とめたわけでございます。

御照会がありましたら、いつでもそれにつきま
してはお答えを申し上げるつもりでおります。

○丸谷金保君 私も、それは全部、こんなに厚い
膨大なものを出せと言っているんじゃないん
です。地域としてこれを見ると、普通に、ああ北海
道で勤務したのはだめだと思つてしまふんで
す。北海道に勤務したつて、それは戦車隊とか
高射砲隊とか、三年加算するのあれば二年の
もあるし、部隊名によつて、部隊の中でさえも勤
務の態様によつて違うんですから、そこまで詳し
く書けとは言いませんよ。しかし、該当するの
しないのかくらいのことには載せるべきじゃないで
すか。どうですか。

○政府委員(佐々木晴夫君) おっしゃる意味はよ
くわかります。

先生が今、ページ数として、この「わかりやす
い恩給のしくみ」の十一ページの「従軍加算一覽
表」をのぞいていただいているわけでございますけ
れども、その隣の十ページのところに「加算年一
覽表」というのがございまして、ここで「戦地戦務
加算」それから「航空基地戦務加算」以下に
ありますけれども、その三番目の「戦地外戦務
加算」「戦地外の地域に於て戦務に服したと
き」「一月につき一月半以内」、これがそれに一
応当たるわけなのであります。

ただし、おっしゃる通りに、これは部隊ごとに
その職務によつて非常に膨大なものであります
から、ここに簡単に一応書いてあるわけでありま
すけれども、いわば都道府県の窓口にはそうしたも
のについても十分注意するようには一応お願いを
いたしておるわけでありまして、なお御趣旨を踏
まえまして、そうしたものに注意するようなこと
を書き加えるということをさらに検討してみたい
と思ひます。

○丸谷金保君 それは、おたくの方は、ここに書
いてある、多分そう言うだろうと思つたのです
よ。こんなものではわかりませんよ。何で北海道
が入っているの読み切れるのですか。あなたたち
は読めるかしらぬけれども、一般の者には読め
ませんよ。
そして、実はそういう点で、最近になってから

北海道から何人か、要するに十九年のこれによ
つて加算になつて、そのことによつて今度は共済年
金やその他の加算年数がふえるというふうな状態
で救済された者が何人かいるんです。それをやる
ためには本が大変な調査が必要なんです。え
らい経費かけて、意地でもやれと。特に、従来で
す共済の通算の年で切りましたから、これがあ
ることによつて救済されることを知らない人がほ
んどなんです。むしろこちらが、おまえのやつ
もう一回計算してみろと言つて計算してやると、
ようやく、ああ二年分損していたとか、こういう
のがたくさん出てきているんです。

それで、どういふわけかと思つたら、やはりこ
ういふところでもう少し親切に、ちよつとした親
切なんです。がやってくれば、こういう人は今で
も北海道にはたくさんいるんですよ。おたくらは
そういう点でやっているつもりかも知れぬけれど
も、余りみんな知りませんから、さらにしつかり
こういう点はやつていただかなきゃならぬと思
います。

それから、それに関連して聞いておきたいと思
うんですが、実は軍人恩給の三年以上のもので一
時金をもらっているのがいますね、一万五千元で
すか。それからそれ以下の欠格者、こう二つあり
うなことで盛んに政治的にこれを何とかしろと、
またそれぞれ有力な方たちが、おれたちが政治的
に何とかしてやるといふやうなことで運動資金も
たくさん集めてやっています。御存じですね。こ
ういふことは、そんな運動をしたり、政治的に何
とかしてやるといふやうな、何人かの人たちが何
何族と称してやるといふことでなくて、もう少し
国自体がこういう技術的な改正の場合に当然行
べきじゃないですか。

特に、今度退職一時金の問題がありますね。退
職一時金と同じやうなもので、一万五千元
は、これは一万五千元に利息をつけて返すこと
によつて軍人期間を地方公務員や国家公務員その他
の通算の日数の中に入れてやる方法というの

いんですか。今度の退職一時金の法律改正ででき
ますか、どうなんでしょう。

○政府委員(佐々木晴夫君) 旧軍人の場合に、昭
和二十八年の恩給法の改正をもちまして軍人恩給
が復活したわけでありまして、その際、こ
れは戦前、昭和八年からの恩給法の規定によりま
して、兵は在職年十二年以上ということでもって
恩給年金の受給資格が定められたわけでありま
す。ただし、その在職年の中には、先ほど御指摘
のありました加算年が一応加わることによつて
制度が定められたわけでありまして。

まず、先生の御質問の、恩給法を改めてこの在
職年十二年という制限を例へば低くするといふ
うなことが出来るかという御質問であるならば、
恩給年金につきましては昭和八年あるいは戦時中
を通じてのいわば資格期間の約束事、これを今改
めることはまずできないと私も一応思つてお
るわけでありまして。

今御指摘の一時金につきましては、昭和五十
三年に実は一時恩給が、昭和二十八年に軍人恩給が
復活のときに、戦前同様これは実在戦七年以上
ということでもって定められたわけでありまし
て、それとのバランスでもって、五十年には実在
三年以上につきまして一万五千元の兵の一時恩給
を支払い、それから五十年には、いわば切れ切
れでも実在三年以上の方につきまして一時金一万
五千元をお支払いしたわけでありまして、けれども
どうも恩給法で措置できることはそれだけではな
かるうか、こういうふうにしておるわけであり
ます。

例えば、軍歴通算、他の年金に軍歴を通算する
とか、そういうような話につきましてはこれは恩
給局の所管事項ではございませんで、ないし恩給
法の問題ではございまして、各年金担当省の問
題であらうかと、このように存する次第でござ
います。

○丸谷金保君 それで、この退職給与一時金の返
還の問題は、法律を見ると、過去に退職一時金等
の支給を受けた者、こうなっているんです。

れ相当さかのぼるんです。これは自治省にお聞きしますけれども、年金条例職員期間はみんな入りますね。

○説明員(松本英昭君) 入ってまいります。退職給与金という形で受けておりますが、入ってまいります。

○丸谷金保君 ところで、戦前の雇用人時代が入るんですよ。そうすると、例えば軍人恩給は六十年度の予算でも一兆五千七百八十億ですね。こういうふうには膨大な軍人恩給がまだ出ていっております。しかもこれは全部格差があるんです。既裁定では、将官になると五百万円以上の裁定額だし、兵になると百万円、格差の中で膨大なものが出ていっている。こういうところは官官格差というものはないんですか、やむを得ないということと今度は手がつかないでしょう。

○政府委員(佐々木晴夫君) これは年金制度、いろいろな定め方があるわけでありすけれども、恩給法におきましてはそれぞれの階級ごとに仮定俸給を設けて、その退職時の仮定俸給の額、原則はその三分の一でありますけれども、それに年数を掛けるという、そういう年金の算定方法をいたしておるわけでありす。したがって、おっしゃる通りに、旧将官と旧兵とは大変な差があることもまた事実でありますけれども、これも終戦時と今とを比較しました場合に、終戦時がたしか十六・七倍の格差がありましたものを、その後種々の調整を加えて、例えば兵につきましてはその階級を兵長以下全部まとめたとか、あるいはその後上層下の諸般の措置をとりました結果、たしか現在では将官と兵の格差の倍率は六倍程度まで圧縮をいたしてきておるといふような経緯がございます。

○丸谷金保君 十六倍が六倍になった、そんなこと言ったら厚生年金と旧恩給の国家公務員、地方

公務員は、これは六倍とか十倍とかいふものじゃないです。ね、ゼロとの違いですから。だから、十六倍が六倍になったということは、今日の昭和六十年には通じない話ですよ。

○説明員(松本英昭君) 恐縮でございますが、技術的な問題を含んでおりますので私の方から説明させていただきますかと思ひます。

○丸谷金保君 それでは、御指摘の御意見は、恩給期間を持つ職員は今回の改正におきましてもその恩給のルールというものを踏襲していけばいいではないか、いわゆる裁定がえに絡む問題かと思ひます。この件につきましても何回も大臣の方から御答弁を申し上げておりますとおり、今回の改正に当たりましては、恩給期間を含めまして現役の職員と、受給権を有しておられます方々、その受給権も共済年金としての受給権を有しておられます方々につきましても、そのバランスあるいは将来の掛金負担等そのほかもの要素を考慮いたしまして、恩給期間についてもどうしても通年ルールで裁定がえをさせていただきたい。そうしまして、今後の現職の方々の年金水準とのバランス等を確保してまいらなければならぬと考えているのが私どもの考え方でございますので、どうか御理解を賜りたいと思ひ次第でございます。

○丸谷金保君 それでは、御指摘の御意見は、恩給期間を持つ職員は今回の改正におきましてもその恩給のルールというものを踏襲していけばいいではないか、いわゆる裁定がえに絡む問題かと思ひます。この件につきましても何回も大臣の方から御答弁を申し上げておりますとおり、今回の改正に当たりましては、恩給期間を含めまして現役の職員と、受給権を有しておられます方々、その受給権も共済年金としての受給権を有しておられます方々につきましても、そのバランスあるいは将来の掛金負担等そのほかもの要素を考慮いたしまして、恩給期間についてもどうしても通年ルールで裁定がえをさせていただきたい。そうしまして、今後の現職の方々の年金水準とのバランス等を確保してまいらなければならぬと考えているのが私どもの考え方でございますので、どうか御理解を賜りたいと思ひ次第でございます。

とになっております。これはスライドしないんです。ね。しかし、既に年金を受けている退職者の中には旧恩給分を持つている人がたくさんいるんです。いいですか。片一方はスライドしていくんです。不公平じゃないですか。どう思ひますか。

大臣、こういうことなんです。軍人恩給がスライドなんです。一兆五千億も、これは別の問題ですが、それはそれとして、これだけのものをあれからスライドしていく。しかも兵と大將との格差はうんとあるんです。六倍になったなんて言っているけれどもとんでもない。六倍なんて年金はどこにもないですよ。これはべらぼうな格差がまだあるんですよ。しかも、今度の法の改正の中では何ら手をつけられないでスライドしていくんですよ。一方、文官であつた旧恩給、それから国家公務員共済、地方共済に移した者、これは移行の当時は経過措置で、旧恩給の精神なりその得べかりし既得権というふうなものはできるだけ認めるといふことで、どこか探せば書いたものが出てくると思ひます。当時そういうことでみんな承知したんです。

○説明員(松本英昭君) 重ねての御指摘でございます。確かに先生おっしゃいましたように、三十七年の法改正のときにおきましては、いわゆる旧法期間の特例、経過的特例ということとで、その算定方式あるいは資格期間、ただいま先生十七年とおっしゃいましたが、この資格期間等について経過的な特例措置を設けた措置を講じております。今回は先ほど申し上げましたような理由から、旧法の期間を含めまして更新組合員等、すなわち新法の施行時をまたいで組合員である者について一律に通年ルールに裁定がえをさせていただくということにしたわけでございます。その際に、先生が今御指摘のように、恩給期間だけを有している、恩給期間だけについてこれは従前の制度同様適用すればいいではないかという御意見がおりますことは私も十分に承知をいたしてしております。

しかしながら、その新規の制度におきましていわゆる新法の算定基礎というものを考えてみますと、その算定基礎は恩給期間から新法期間に振りかわりました際の本俸を用いているのではなく、その旧法期間も含めまして最終の退職時の給料、すなわち後の高い退職時の給料でもって恩給期間をも算定をいたしております。したがって、そういう高い算定基礎でもって恩給期間もやはり算定していく、その考え方は今回の通年ルールの算定がえにおきましても変わっておりません。やはり給料比例部分はその最終の高い算定基礎でもって恩給部分も算定をいたすということにいたしております。それが第一点でございます。

それから第二点は、恩給期間だけを特別に恩給の例に倣ひましてスライドさせますと、同じ共済組合として引き継ぎました方々の中に恩給期間の差によりまして将来の年金に差が生じてまいります。単に差が生じてまいらぬだけならいいんですが、実は恩給期間中のいわゆる掛金に相当します納付金というものは二%でございます。そして新法期間に参りましてからは四・四%に上がったわけでございますが、そういったと、ま

あ掛金に相当する納付期間が長かった人ほど将来有利になってくる。同じように共済組合から支払われます年金の中でそういう差が生じることもい

かがかなと、こういう配慮もございいます。そういうこともございまして、まあ今回は恩給期間だけのスライドというものはどうしてもとれないのではないかと、そういうふうに私どもは判断をいたしました次第でございます。

○丸谷金保君 地方共済なら地方共済の中だけで権衡を欠くという判断のもとに法案ができてきたという御答弁を伺ったんですが、今回の年金法の改正は地方共済だけの問題じゃないんです。我が国の従来の共済年金のそういうことのもう全部に対する大きな改革なんです。そうすれば、ほかとも見合わしていかなくならないんです。私は、それは地方共済が必ずしもその分のスライドを払わなきゃならぬと思いませんよ。これは当然、もう本場に当然といつていいくらい国の責任でその分は措置すりゃいいじゃないですか、措置すべきものですよ、恩給法の精神から言いますと。国家公務員もそうであれば、地方公務員も同じように。軍人恩給だけ現にやっているじゃないか。それだったら、例えば一定の限度額を設けて、五百万もこれまたスライドすれば六百万になつていくような、要するに仮定計算の金額が出てくる方は、少なくともそれは地方共済なり国公のようなところまでは上の方だけでも軍人恩給の頭打ちをしたらどうですか、下の方なんかセツト要りませんよ。そういうこと考えたつていいんじゃないですか、もしもあなたの言うようなことであれば、非常に不合理過ぎませんか、恩給局長どうですか。

○政府委員(佐々木晴夫君) 共済と通算した後のお話であります、これはそれぞれの共済におい

てお答えをすべき問題でありますけれども、軍人恩給、それから文官恩給を含めまして、恩給の場合、これは例えば国家公務員でありますと三十四年七月、それから地方公務員でありますと三十七年十一月までの期間につきまして裁定を既

にもう終えておる部分であります。まあ、金額的に申しまして、先ほどいわば将とそれから兵との格差云々というお話がありましたけれども、今の年金の金額から言いましても、これは実はその後の、俸給制度の改正という要素を含んでおりませんものですか、手当等は一切含まれておりませんものですか、ある程度金額的には低い水準に抑えられておるということにつきましてもちよ

つと御勘案をお願いしたいと思います。いづれにしましても相当高給な方々であります。かつまた、もう既裁定の方々で新規参入が全くないというのが恩給の現在の特徴でありまして、そうしたような点から、今後におきまして、既裁定の方々につきまして年金額の上限を定めるといったようなことはどうも極めて不合理じやなからうか、このように思うわけでございま

す。○丸谷金保君 どうも釈然としないんですが、現在の通念から官民格差というふうなことを言うんなら、そういう点はあれしなきゃならぬ。

それから、さっきの実例、地方制度研究会で出している中にある、四十六万円というのはいいですが、七十一ページ、この昭和六十一年四月一日以降の組合員のところ、平均給料月額三十五万円と計算している。平均給料月額三十五万円というところは、現行でやはり四十六万円くらいでなかったらならないんですよ。四十六万円という金額はないけれども、平均月額三十五万円と

いうことは四十六万円くらいということですね。最終、大体それくらいの計算になるんだよ、計算してみたら。なりまして、平均月額三十五万円。これを例の一番上に持ってきているんだ。そうして、こんなにくさん当たることになつて

の書類はおたくの方が監修してやっているとしよう。おたくは逃げられないですよ。補助金も一切出してないし、人も応援してないし、関係ないと言えませんか。言えないでしょう。

○説明員(松本英昭君) 御指摘の資料につきまして、私どもも確かに目は通さしていただいております。先ほども申し上げましたように、いろんな計算例、いろんな例を出して私どもも勉強をさせていただくし、また関係者の方々に御参考をさせていただくという趣旨から書いてござい

ます。したがって、割合極端な例を取り上げているというところはございません。ただいま先生がおっしゃいました平均給料月額三十五万円というのは私どもの再評価後の額でございますが、再評価後でございますので、当然三十八年の在職者、大学卒業の方でございます。大学卒業で三十八年で六十歳で御退職になった方の再評価後の給料月額としては三十五万円、若干高

いかもしれませんが、そう希有な例ではない。最終本俸は、これは割り戻しますと大体四十三万円ぐらいいなるうか、かような感じでございます。○丸谷金保君 それは、時間がなから、四十六万円と四十三万円の計算を今ここでやってみてもしょうがないと思ひます。こんな例を一番先に持

つてきて、こういうのをいふとやばい高いと思ふんですよ。それより、さっき私が言つたように、三十四人の平均が百八十万、月に割ると十五万何がしにしかならないのがほとんどの実態ですよというやつをなぜ一番先に計算例で持ってきたのか。こういうふうにするとならば官民格差なんてない。あなたたちの方がみづから官民格差というふうな表現をこんなところでや

には年金条例職員期間も入る、すべての職員も入ると。そうすると外地にいた満鉄の職員とか軍属のような人たちもその恩恵を受けられるんです。それから国家公務員が任官したとき一時もらつた、退職一時金も受けられる。ところが、その期間計算をするのにもこれも日にちがながいんですよ。実際には、こんなものは五月末までに手続しな

ななきゃならぬでございせんよ。できないということだけ言つておきます。とてもじゃないけれどもできる仕掛けじゃないです。大体三十四年の四月ころに任官して手当をもらった地方公務員や国家公務員にしても、支給を受けた日もわからないんですよ。八月に受けた者もあるし、十月に受けた者もあるんですよ。そうすると、全部金利の計算も違

つてくるでしょう。とてもじゃないけれども、退官している連中に個別に通知して指導するといつたって、これだけの期間にどうしてこんなことができませんか。少なくとも三月末くらいには完全な、ところが政令もまだできていないでしよう。法案が通つたらつくるといつたってできていたら出してもらいたいんですよ。大体今できていないのはならないんで、これの政令、省令を要求しておきます。

それから、この問題につきましてはさらにまた事実の問題になるんですが、研究しておいてください。満鉄に行つていて、帰つてきて国鉄にまた勤めたんです。これが今度は要するに判任官になってそこで一時金をもらつて、それから今度は判任官になってからレドページにかかったんです。これは実際に十勝であつたことなんです。が、機関車に乗るのを放棄したいわゆる新得事件という事件があつたんです。池田の機関庫からも出ましたけれども、みんな山の中へ隠れちゃつ

た。二カ月隠れて汽車をとめれば革命が起るからというところで、当時みんなその気になって、若い連中が隠れて、出てきたら捕まつたんです。これは全部レドページです。どこにも記録がないんです。国鉄にもないんですよ。恩給局を調べてもありません。何ぼもらつたか。通算規定にはな

っているけれども、本人ももらったかも知れないかわからないというんです。どこを調べても、一体幾ら払って、いつ払ったのかもわからないような人がたくさん現実にいるんです。これらを救済することも政令の中で考えてもらいたい。

それからもう一つ、さっきの欠格者あるいは三年間で一時金ももらった。帰休一時金のこういう制度をつくるなら、国民年金という制度は、時間が離れていったら、共済年金だって別な共済のものもちゃんとこれは受けるんですからね。その期間も十年も期間切れているんです。時効になっても十年も切れて、三十年ころに役場へ入った者でも今度この対象になるんです。国鉄をレッドパージになってやめて、その後役場へ入った、これも対象になるんです。そうすれば一万五千円でチョンという、十九年六ヵ月というのは、私の村の隣の村にいます。森さんというのが、通算で当たらないんです。国民年金にも通算しないんです。戦時加算で。こういう人たちが救えるようなことをこの機会にどうして考えられないのか。

以上言いました、それはまたこの次やります。
○佐藤三吾君 関連して、通告してなくて大変恐縮なんです、一つついでにお聞きしておきたいと思うんです。

既支給の問題は、今、丸谷委員からも施行に当たって万漏のないようにというお話がございましたが、これは五十三年度の当委員会以来の強い要求で附帯決議をつづてきたことが今回実現するというので、非常に結構なことだと私は思うんです。それだけにせいかくの改正チャンスですから、この施行後に漏れるようなことのないようにぜひ御配慮してお願いしておきたい、こういうふうに思います。

恩給局の方がおいでですから、私もちょっとわからないので、これはどういう意味だろうかというのがあるんです。それは、私の兄貴が二人戦地で戦死をしまして、もう両親も亡くなったし、もちろん結婚していませんから兄には子供も

ないわけですね。いわゆる軍人恩給の対象は、遺族年金の対象というのはいなくなっておるわけですね。ところが、最近私の方に通知が来まして、何というんですか、あれは灯明料というんですか、何かそれを一人につき三十万上げるから申請をしない、こういう連絡があったんです。恩給の中にも灯明料があるのかなあと思つてつくづく私も不可解であるんですけれども、国債が何かで三十万だと、こういうことなんです。これは一体どういう代物でこうなったのか、もしおわかりになれば、通告なしで大変恐縮なんです。お聞かせいただければ幸いです。こういうふうに思っております。

○政府委員(佐々木晴夫君) これは直接恩給の關係にございせんけれども、厚生省所管で戦傷病者戦没者遺族等援護法というものがございまして、この關係でもって、戦死なされた方あるいは戦病死なされた方、そうした方の遺族に對しまして、例えば、お葬式を出すとか祭祀をするとか、そうしたような關係で若干の給付金が出るということが一応規定をされておるわけでありまして、恐らくそのことを言つていらつしやるのではなからうかと思ひますけれども、私ただいま手元にその資料がございせんものから、これは厚生省援護局の方にお聞き合はせいただければ詳しく御説明ができるかと思ひます。

○委員(増岡康治君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。
正午休憩

午後一時三十分開会
○委員長(増岡康治君) 地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願ひます。

○中野明君 最初に、大臣には前回確認しておりませんので大臣にお尋ねをするわけですが、五十九年度の二月の閣議決定で公的年金制度の

改革ということ、先日大蔵大臣もこの委員会へ答弁をなさつておりましたが、「七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」、このように閣議決定があるわけですが、この七十年の公的年金制度全体の一元化という姿、自治大臣としてはどのような認識を持っておられるのか、最初にお尋ねします。

○國務大臣(古屋亨君) 御承知のように、今回の改正は五十九年度の二月の閣議決定を受けて、今回の年金一元化の目標に向かひまして基礎年金の導入あるいは給付水準の適正化というふうなもの等かなり調整を実施するものでありまして、共済年金制度間も含めまして、所期の一元化の目的が相当達せられるものと考えております。

その後、一元化に向けての具体的な内容、手順についてでございますが、六十一年までの措置を踏まえて検討されていくことになりまして、現時点において一元化の姿は明らかではありませんが、いずれにしても公的年金制度全体としての長期的安定と整合性ある発展を図る見地から、各制度の所要の調整を進めまして、昭和七十年を目途にいたしまして一元化を完了することと考えております。

なお私は、一元化というのは、統合とは書いてありませんので、先般大蔵大臣が言つておりましたが、そういう場合には地方公務員共済制度の特質を考えまして、一元化に当たりましても十分にそれを生かしていかなければならないと考えております。

○中野明君 もう一度確認をしておきますけれども、「公的年金制度全体の一元化」、このように閣議決定があるわけなんです。この「一元化」というのはどういふ、当然大臣も地方公務員共済を抱えておられますので、そういう御答弁が今の時点で必要だと思ひますけれども、この「一元化」という意味がちょっと私、いづれ総理にもお尋ねしようと思つておりますけれども、全体の一元化ということになりますと、私は統合という言葉はどうかと思ひますが、財布を一

つにするということが全体の一元化の究極の姿じゃないか、このように私なりに理解をしているんですが、この点は大臣の認識はどうなんでしょうか。

○國務大臣(古屋亨君) 私は、六十一年までの間におきまして、いろいろの措置を踏まえて個々の具体的な問題については検討していくということになると思ひますが、最後の七十年におきまして、財布の点は御質問のようにならうふうになるかという御意見でございますが、どういふふうになりましてやはり地方共済としての特色とか特質、これは残していかなければならぬと思ひますので、私といたしましては一元化ということとは、大蔵大臣も統合ではないと言つておられますので、どういふふうに生かしていくか、そしてその中におきまして生きるとしても、もちろんそうじゃない場合もそうでございまして、やっぱり地方共済の特質というものをその中へ十分生かしていかなければならぬというふうに考えております。

○中野明君 わかりました。それ以上申し上げても先のことでございますので、一応大臣の御答弁としてお聞きをいたしておきます。

そこで、この公的年金制度の一元化というものが急がれる一番大きな理由は、やはり国鉄共済が財政的に破綻を来してきた、これを何とか救済せねばならぬということが一つの一元化への導火線になつてゐると私は思ふわけですが、他に類似の人数を抱えている共済もあるわけですが、あるいは年金もあるわけなんです。国鉄がこんなに早く財政的に破綻を来した理由はどこにあるというふうな認識をしておられるのか、その辺、国鉄はいかがですか。

○説明員(小玉俊一君) 国鉄の共済財政がこのように悪化した原因としては幾つもございまして、とりわけ申し上げますれば、やはり戦中、戦後に大量の人を採用したということが一つありまして、そのことが最近において大量退職時代を招くことになった、これが一つございまして。

それからもう一つ大きな理由として、最近いろいろな意味で国鉄経営の合理化を進めておりますが、そのことによりまして職員の数が非常に減ってきたということがございます。両々相まぢまして、年金の受給者が非常に激増する反面、年金を支える掛金を払う者が減ってきた。そういうふうな意味で、いわゆる成熟率というものが非常に悪くなってきた、こういうところにあるうかと思ひます。

○中野明君　今お答えにありましたように、戦中戦後の大量採用というのはひとり国鉄だけじゃないに、NHKなんかもその例の一つに私どもも考えているわけですが、あるいは電電公社もそうでしょうし、そういうところが今のところ何とかやっているといるのに、国鉄だけがこんなに急に早くなった。どこもやはり人を減らして、特に電電なんかは情報化時代で人間はますます減ってきている、こういう状況下にあるのに、国鉄だけ

けがどうしてこんなに早くなくなったんだらうという疑問を私にまだにぬぐい切れないわけですが、まあ現実にはそうなっているんですからいたし方ないとして、国共審の答申の中で、国鉄共済を救済するためには六十四年度まで何とか財政調整事業実施の方途が決まっているわけですけれども、六十五年以降これが非常に問題になってくるわけですが、衆議院からこの参議院にかけていろいろの審議の過程で政府も答弁をしておるわけですが、国鉄当局として、六十四年以降の財政調整事業についてどういふうな認識を持っておられるか、その辺お聞かせください。

き七、八百億の赤字が出てくるわけでございますが、六十四年度までの前半においてはそれよりも低い額でございますが、後半になりますとそれよりも高い額になっていくということで、六十四年度においては一千億を超える金額になりますし、六十五年度を超えますと財政調整がなくなる等、さらにまた国鉄の経営改革が進みまして年金の受給者が一番ピークに達する、一方、人も減っていくという意味で、ただいま申し上げた一千億をはるかに超える、あるいは二倍とか三倍とか、そういうオーダーの金額になるうかと思えます。この辺につきましては退職する人数の確定と、それからどのような年齢の者が、どのような給与の者が抜けるかということによりまして変わってまいりますので、正確な金額は今の時点では申し上げにくいわけですが、今申し上げたようなオーダーで財政の破綻が来るのではないかというふう

○中野明君　政府も、六十五年以降は国鉄の自助努力、そしてまた国の方でもこれについて考えるというような統一見解が出ているわけですが、国鉄共済の自助努力というのはどういふことができますか。

○説明員(小玉俊一君) 自助努力というふうに申し上げますと、理論的といいますが、一般的に考へ得る問題として、掛金を上げることに、あるいは給付の増大を防ぐこと、それからわずかではございますが、積み立てがございましたので、その積み立てを取り崩していくこと等々が考えられると思います。しかしながら、掛金につきましてもかなり高くなつてきておりますし、給付につきましても国鉄共済については既にスライドの停止ということをやっておりますので、この辺につきましてはかなり難しい問題があるのではないかと、いうふうに私も考えております。

そのようなことも考えまして、今回の国家公務員共済法の改正案の中では、国鉄につきましてはいわゆる職域部分、三階部分でございますが、こういうものの支給の停止とか、あるいはみなし従

前額でございますとか、こういったものも国鉄には停止するというようなことで自助努力の一環にしたい、このように思っております。

○中野明君 自助努力というものも、今筈弁がありましたように限界があると思います。ですから、もう今のお話でもわかりますように、掛金もこれ以上アップするというのはかかと思われますし、給付を減らすといってもこれは大問題でしようし、何か政府が国鉄の自助努力ということをしきりに強調されているんですが、私どもが考えて、今以上に自助努力ができる余地があるのだろうか、このように心配をするわけでございます。

そこで、自治大臣にお尋ねをしておくわけですが、国鉄共済に対しては、政府の答弁でもときどき出てくるんですが、六十四年度までは何とか財政調整で、そこまでが限度である。したがって、それ以後についてはすべての被用者年金制度による調整あるいは緊急対策、これが年金制度一元化の流れの中で抜本的に検討されなければならないということ述べておるんですが、政府はその具体策を検討する場を早急に設けよと、社会保障制度審議会ですか、そこでも述べておりますし、あるいは大蔵大臣の答弁の中にも、「国家公務員等のグループのみによる援助はこの五年が限度である」と考えられる。従って、それ以後は全被用者年金制度による財政調整等が不可欠であり、私としても、今後関係方面に働きかけて、その実現に努めて参りたいと考えております。こういうような答弁を大蔵大臣もしておるわけなんですが、自治大臣はこういうことについて何か御相談といいますか、要請がありましたか。

○國務大臣(古屋亨吉) 自助努力につきましては、衆議院の連合審査におきまして国鉄の自助努力は幾らかということでは現時点では言えないし、国の負担についても理屈のあるものしか出せませんので、現時点ではお答えできませんが、理論的には他制度からの連帯はあり得るが、強いていえば現時点では考えておりません。六十五年以降は

全くの白紙で、この法案も成立させていただいた
ら至急そういう措置も検討いたしますということ
を大體大蔵大臣が統一見解として申し上げており
ますことは先生御承知のとおりでございます。

だから、六十五年以降は全く白紙でということ
を言っておるのでございますが、国鉄の自助努力
というものは今、小玉事務局長が話しましたよう
に、ある程度答弁を聞いておりまして限度があ
るというような感じが私もいたします。だから
こういうような点は現在白紙だということが統
一答弁でございしますが、そうかといつてほかの制
度からの調整を考えるといひましても、御承知の
ように地方共済だけについていいましても相当い
ろいろのものがございまして、特に公営企業の状
況なんか大変厳しいものがあるわけでございま
すので、あっさり私どもはい引き受けさしてい
たできませんということは絶対に申し上げられ
ない立場でございます。

したがいました。大蔵大臣にこういう問題については国でどういふふうにするかということをして六十一年度の検討のときに十分考えていただきまして、私の方は御承知のように、国鉄の余剰人員の問題はまだ御質問ございませんけれども、閣議決定がありましたように、地方も自主的な協力をするといふことを申し上げておるのでございまして、地方共済の現状からいたしまして六十五年以降にはでは応援しますということとは全く白紙である、これが正直な、私もそう思いますが、私の気持ちとしてはそんな余裕は地方共済にはないだろうというふうに考えております。

○中野明君　私もそう思います。今回のこの改正でいわゆる地方公務員共済が改正されることによって給付なりあるいは掛金なりが有利になってくるのならば話はわかりますけれども、けさほど来ずっと議論があります。先日米も議論がありますとおり、どちらかというとき非常に不利な面が多いわけです。そういう状況の中で、まだなお将来において国鉄共済の救済を肩がわりさせられるといふことになることは問題であらうと私も考えて

おりますが、そうかといつて国鉄共済をつぶしてしまふといふことは公的年金に対する国民の信頼を失ふといふことで、今回の一元化の趣旨にも反するわけでして、その辺はこれから非常に大きな政治的な課題になつてこようかと、このように考えております。

今、大臣からもお話が出ましたように、国鉄の余剰人員対策ですね。これは一部の報道では余剰人員とは何か、こういうことも社説で載つておりました。もっともな話だと思ふんです。今働いている人は国鉄に骨を埋めようと思つて一生懸命働いた人でしょう。それが今になつて余剰人員といふような言い方をされることはまことに気の毒なことだ、また不適切だといふ社説もありますけれども、一応全体的に今はもう余剰人員といふことでは言いならされておきますので、私も趣旨は今新聞の記事を引用したとおり余剰人員といふことは適切な言葉じゃないなと思つても、これが言いふらされているので用ひさせていただきますけれども、この国鉄の人減らしといひますか、これが先日の閣議でも、今、大臣の答弁のように、公的機関が三万人引き受ける、こういうようなことが決められて、それぞれの国家公務員あるいは地方公務員その他の公的機関に割り振つてこられるようになるんだらうと思ふんですが、この裏づけといひますか、割り当てといふような形になるんでしょうか、その辺は大臣どうなんでしょう。

○国務大臣(古屋孝吉) 御承知のように、公的部門で三万といふことを言つておりますが、その内訳につきましてもは外部に発表しておりません。したがつて、私の考え方を申し述べさせていただきますが、要するに自治省といひましては、この閣議決定の趣旨を受けまして、地方団体に對しまして六十一年度から、正式には六十二年からであります。六十一年度でもできれば若干でもと思つておりますから、積極的に国鉄職員等の採用に取り組むといふ協力体制はとつてまいりたいと思つております。

ただいま先生が御指摘のように現実的な、ちょっと長くなつて恐縮でございますが、地方団体で、都道府県それから市町村等において五十九年度の採用等の実績を見てみますと大体十万人でございます。そのうちの七割は職種が決まつておりまして、先生だとか教員の方とか看護婦さんとか決まつておりますので、そうするとあと三万ちょっとでございますが、そこで女子を除き、しかも何といひますか高等学校、中学校、小学校を卒業している男子について見ますと、まあ率直に言ひまして十万人のうちでさういふふうになるのは一万五、六千ぐらいかと思つておりますが、その一割といふと一千六百名ぐらいになります。六十一年度は初年度でありますからそこまではまいりませんが、六十二年以降の措置に準じて努力する場合には強制割り当ては絶対にいたしません。

それから、町村の方は、自分の方で自発的に採つてやろうといふ以外、大体五十九年のあれを見ますと新規に採つてゐるのは三、四千人でございます。ですからそこへ入れるといふことは大変難しいことでございます。行革を進めておりますので、大体私は思ふに、その外郭団体あるいは市等におきまして自主的な協力をお願いしたいといふことで、この閣議決定に基づきまして自治省としては通牒を出す予定でございますが、私も考えまして、地方団体が国鉄の職員を大量に受け入れるといふことは容易なことではございませんが、国鉄の改革が成功しなければ地方の交通体系に与える打撃も大きいといふことで、自主的な協力を地方団体には行つて行きたいといふふうになつております。

なお、先般来その際の共済の問題とかいろいろ御質問ございましたが、閣議で、地方公共団体の国鉄等職員の採用に伴う国鉄等の在職期間に係る退職手当及び共済年金については、地方公共団体あるいは地方公務員等共済組合に負担をもちますことのないように対処するものと、さういふのを一語皆様の御意見によりまして入れていただきまして、したがういまして、私もこれはこれから通牒を

出すにいたしましたとしても強制割り当てといふことは大変難しいことであるので、自主的な協力を求めていこう、できるだけ御期待に沿うようにしたいと言つておりますが、三万人といふ公的部門の内訳といふのは正式には決めていないわけでございます。国に準ずると言つておりますが、採用は自主的にはいたさなければならぬし、またいたす決意でございます。

さういふ意味で、この間、閣議の前に私も、国鉄は採用の、どういふ条件の人をどういふふうな地方へお願いするか早く資料を出してもらいたい、地方にもさういふことを知らしてもらいたいといふことを言つておいたところでありまして、本年の地方自治体でも試験が済んでおるものもありまして、また国鉄の方が試験を受けて落ちられてゐる方もあります。さういふ方はもうことは難しいと思ひますが、全般的に市あるいは県がさうであるとも限りませんので、今言ひましたように、自主的な協力といふことを中心にいたしましてお引き受けをいたすつもりでございます。

○中野明君 それで大臣、当初は、私も承知しておつたところでは、国と地方それぞれ一万人が限度であらう、両方で合せて二万人、これが限度であらうといふようなことは聞いておつたんですが、今回急に三万人といふことになつたわけですが、それは何か特別の理由があるんでしょうか。

○政府委員(平井清君) 特別の理由があつたかといふお尋ねでございますが、国鉄の余剰人員がかなり大量に、外部に出ます者だけでも六万人ちょっとといふ大量でございますし、また今回は過去の炭鉱離職等と違ひまして、すぐれて国の重要問題といふことでもございまして、国を初めといひました公的部門での受け入れをまず図つてまいるべきであるといふような観点から、種々の情勢を総合いたしまして国としてひとまず三万人を目標として掲げてまいらう、その上で一般産業界等にもお願いをしてまいらうといふことで掲げさせていた目標でございます。

○中野明君 それで、もう一つ気になりますのは、余剰人員といふ言葉を使つてもらいますけれども、さういふ人がたくさんおられるところはいわゆる不採算路線の多い地方に多いわけですね。北海道とか九州などでは二人に一人、一万五千人前後の人が国鉄を退職していかなければならぬ数と、さういふことになつております。私が住んでおります四国でもこれは大変なこととして、六千人ぐらいといふような話も聞いております。ところが、先日、監理委員会の亀井委員長が四国へ来られたときに、四国の各地方公共団体は、もう四国では一切受け入れする余地がありませんと言つておりますし、きのうの新聞でも報じられてゐるとおり、徳島県の三木知事は、この受け入れをする余裕はないといふふうにはつきり言つております。

さういふ状況になつてきたときに、話は話として国なり地方でそれだけの受け入れをするといふ全体ではさういふ話になるでしょうけれども、部分的に見たら、北海道とか九州とか四国といふところは果たしてそれが可能なかどうか。国鉄の職員の方が本州の方へ転動でもしていかなければ、転動といふのですか住居を変わらなければならぬといふような場面も出てくるのではないかと。非常にこれは問題が多いと思ふんですが、この辺はどうお考えになつてゐるんですか。

○政府委員(平井清君) 監理委員会の構想につきましても、四国では余剰人員の発生は千名といふふうに見込まれておまして、先生がおっしゃいましたほどの深刻な事態ではないと思ひますが、御指摘のとおり、九州及び北海道におきましては大量の余剰人員が発生するといふふうに見込まれておまして、これは今後いろいろと精査を要するところではございますが、おおむねそんなことにならうかといふふうに考えます。したがういまして、就職口のあるところに求職者を持つてくるといふことはやはり必要にならうかと思ひまして、その際には移動に比較的耐えやすい若年者を中心にして移動を図つていく。事前に転動を

するといふようなことも有力な手段かと思われま

す。それから、御指摘の地方自治体の対応、これへの指導等につきましては、自治省にお答えをいた

だいた方がよからうかと思ひます。

○中野明君 それで、徳島の三木知事はこういうことを言っております。国は地方の行政改革の推進を強力に指導していきながら、一方で行革に反するようないふことを言ってくるというのはいか

なものか、こういう批判をしているわけですが、これは、先日佐藤委員の方からも話がありましたように、地方の、特に過疎地におきましては行革をやるというところで、もう一生懸命に人減らしに努力をして、採用も控えながら努力している。そこへ何ほか持ってくる。大臣のお答えでは強制的に当てはしないといふことなんです、こういうことですから、地方公共団体がだめだと言へば、自治省の方としてはそれ以上指導したり、あるいは推進をしたりといふことはしないつもりです

○政府委員(中島忠能君) それぞれの地方団体の長の中にはいろいろな御意見をお持ちの方がいらつしやると思ひます。新聞で報ぜられておるのもそういう御意見のうちのひとつだと思ひますけれども、私たちといたしましては、閣議決定されました方針に基づきましてまず地方団体のお考えとか、あるいは国鉄の再建に関する認識とか、そういうものをよく聞きまして、地方団体の立場に立つてよく考えていかなければならないといふふうに思ひます。

といふものを進めております、先生がお話しになられますように。定員の適正化といふものを進めてもらつていただきますけれども、その中にありまして

も、やはり都道府県とか都市におきましてはそれなりの新陳代謝も行われておりますので、その新陳代謝の枠の中で国鉄の余剰人員をできるだけ受け入れていただけないかといふお話をしてみたい

たい。そうすることによりまして地方団体における行政改革といふことが、定員適正化の進め方と整合性を保った余剰人員の受け入れといふものを

お願いしていただければならないといふふうに思ひます。

いづれにいたしましても、国鉄の余剰人員の問題につきましては、閣議決定されたばかりでございますし、地方団体の方も十分な情報もまだ持っていないところもあるかと思ひますし、認識もまだ足りないところがあるかと思ひます。そういうところに対してはきめの細かいアプローチをしていかなければ、できるだけ地方団体の方がスムーズに受け入れていただけるように、よくよく私たちも努めてまいらなければならないといふふうに思つております。

○中野明君 大臣もさつきお答えになりましたが、採用予定者の一〇〇といふふうに見て、この地方自治体では千人ぐらいといふふうな推定の数字も出ておりますが、ほとんどの自治体では来年度分の採用予定者はもう内定済み、こうなつてい

るようになっているんですが、そうしますと、先ほどのお答えのように千人といふのはどういふ扱いをされるのか。一遍内定しているのに、そこへ割り込む余地はなかなかないのではなからうか、そういう気がするんですが、この辺はどうでしょう。

が決まつておるといふ状況だと思ひます。

ただ、そういうふうな地方団体の方で公募をし、採用を内定するといふことに並行いたしまして、地方団体は年度途中におきましても選考採用

といふことで職種によつては年度途中に採用するものもございまして、まだ選考採用の職種につき

ましては年度当初に採用するものも実は若干あるんじゃないかといふ期待を持っておるわけござい

ます。そういうふうな状況をよく私たちの方で把握をしていかなければ、そして国鉄当局と協力しながら、国鉄当局も地方団体の方にできるだけ足を運んでいただきまして、地方団体の職種ごとのこれから採用予定といふものを把握していただきまして、そして先ほど大臣が申し上げましたように、国鉄の方の地方団体へのお願いのリストといふものも示していただきまして、そこで無理のない、とにかく六十一年度の受け入れといふものを進めていくことになるのかといふふうに考えております。

先生がお話しになりました六十一年度の採用予定者の内定状況といふものは私たちの方はあくまで尊重していかなければならない。それをどうこうといふようなことは毛頭考えておりません。その点は御理解いただきたいと思ひます。

○中野明君 それでは、国鉄職員の受け入れをする計画の中で、分野別の採用計画といふものを六十一年度までに策定する、こういうふうになされていくわけですが、これはもっと早められないんですかね。余り遅くなるとまた同じことの繰り返しになるんですが、その辺はどうでしょう。

んと確実な数にはならないわけでございます、これから国会に係諸法令も出される準備は進んでおりますけれども、まだ進行形の状況でございます。この余剰人員の計画だけ先に精緻なものを決めるというわけにはまいりませんので、それを

にらみながらできるだけ早い時期に決めてまいりたいといふふうに考えております。

○中野明君 いずれにしましても、それぞれの地方も、先ほどの御答弁にもありましたように、受け入れるといふこともそう簡単にいくような問題でもありませんし、大変なことだらうと私たちも

もんでいられるわけですが、それは一応この程度にしておきます。

先日御質疑がありましたが、国鉄の余剰人員を地方が受け入れたとき、年金といふことが問題になってくるわけですが、これ財布が別です。そうしますと、先ほどの御答弁にもありましたように、国鉄の共済が大変な状況で、積立金を引き継ぐといふようなことはとても不可能じゃないかといふ気がするんですが、その辺は何か地方に迷惑をかけないように事務当局同士では話ができているといふような答弁があったんですが、そこをもう少し詳しく教えてください。

○政府委員(中島忠能君) 国鉄の職員を地方団体が受け入れた場合に、地方公務員共済等に負担をかけるないといふことでございまして、その資金をいっどのようにして移換するかという話にならうかと思ひます。

一つの考え方は、国鉄の職員を受け入れたときに資金を移換するといふ考え方もあらうかと思ひますけれども、私たちの方で、いろいろ内部でそんなに本格的にまだ議論はしておりませんけれども、若干意見の交換をいたしましたところでは、職員を引き受けたときに資金の移換を受け入れるのは、地方公務員共済の立場として必ずしもプラスにならないといふ考え方も実はござい

いいのかという考えをよくまとめまして、そして関係方面との相談に当たっていきたいということでごさいます。現在、いつどのようにして移換するかという点について特段の方針とか結論を持っていないわけですが、これから関係方面と相談しながら決めていきたいと考えておるわけでごさいます。

○中野明君 今お答えにありましたように、再就職時点での移換ということが一つありますね。それから年金を支給する時点になっての移換と、大きく分ければ二つに考えられるわけですが、先ほどの答弁で、現在でも年間に七百億から八百億円は不足している、こういうんでしょ。先になるほど大変だ。そうなると思はれるお金があるんですかという点なんですが、その辺は、迷惑をかけないようにというふうに話し合いをしたと、こゝろおっしゃっているんですが、これは相手はどこと話し合いをしたんですか。

○政府委員(中島忠能君) 国鉄共済を所管しております大蔵省、運輸省、国鉄当局というところでごさいます。

いづれにいたしましても、そういうところと意見を交換いたしまして、どういう方法で移換するのかがいいかどうかという点をよく考えてやっていかなきゃならないというふうに考えておりますが、資金があるのかないのかという先生御心配でございますけれども、それは地方公務員共済の立場から心配することではなくして、地方公務員共済としては資金を移換していただくんだと、地方公務員共済の負担にならないようにしていただくんだという点をしっかりと考えて、それなりの主張をしっかりしていけばそれでいいことだということに考えております。金の方の面倒は向こうの方で見ることだというふうに考えております。

○中野明君 それでは、大蔵省とも話し合ったというんですから、大蔵省が迷惑をかけないということは大蔵省で段取りをする、こういうふうな受け取ってよろしいんですか。

○政府委員(中島忠能君) それは大蔵省がやるの

か国鉄がやるのか、向こうの内部のことまで我々は一々物を申し上げる立場でないということでごさいます。結果として地方公務員共済が負担にならないようにしていただくということでごさいます。

○中野明君 そうなると問題になってくるんですが、それはあなたの立場でそうおっしゃるのではありません。しかし、向こうは日がつたつてますますもう金がないことは目に見えて、みんな救済しないといけないという話まで出てきておるんでしょ。そのときに、私の方はもう迷惑さからならなければいいんですという紋切り方の答弁なんです。果たしてそれでいつまでも済むことだろうか。ですから、この際はっきり余剰人員を受け入れるときにきっちりけじめをつけておかれないと、うちは迷惑からならなければいいんだ、金はそつちで都合してもらえばよろしいといううなのんきなことを言っていたら、結局、金がないから何とかしてくれとまた言ってきたときには困るんじゃないか、そういう気がします。先ほど私、質問の中でも申し上げているように、将来、国鉄をつぶさないためにはもう全部の人で応援しなければいかぬというふうな事態にまで来るんじゃないかという人もおるからいいますから、そういうことになってきますと、やはり受け入れたときの年金の移換の問題についてはきちっとしておかないと後へ禍根を残すんじゃないか。もうあなたのところはしてくれると思っていまして待っておったんですけれども、やっぱりだめですかというふうなことになるんでは責任があるんじゃないか、そういう気がするんですが、そこら辺ははっきりと確約をとれるような、話し合いの詰めるような自信はおありなんですか。

○政府委員(中島忠能君) 先ほど大臣がお答え申し上げましたように、そういう趣旨の閣議決定がされておりますので、私たちはその閣議決定の趣旨というものを沿って仕事をしたいというふうに思っています。先生のためには御心配といいますが、御指摘

というものはよく私たちは記憶いたしましたして仕事をしたいというふうに思っています。

○中野明君 気になります。閣議決定の中に書かれていることで、「六十一年度以降においては、以上の措置を踏まえ、」(以上)というの、

今回、基礎年金を導入することを含めてですね。「給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」。こういうような閣議決定になっているわけですが、それから、そういうことを考えてみると、これはよほどこのところのはっきりしておかないと、全体でもおんぶされる可能性が残っている。その上に、受け入れた余剰人員の人のものまでかぶってくるというところになると二重にかぶることになるんです。私の心配しているのはそれなんです。ですから、まず余剰人員を受け入れるときにはその基金はきちっとしておくと、一つの防波堤はつくっておかないと、将来の一元化構想というものを考えますとどうしてもそこらに私はいっかかるんですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(中島忠能君) 今、先生がお話しになりました「給付と負担の両面において制度間調整を進める。」というこの閣議決定の、これとの関係において御心配なさるといふのはちよつと当たってないんじゃないかという気がいたします。ただ、先ほどの先生の御心配というのは私たちがよく記憶にとどめて、その対応というものを考えてまいります。かねがねの先生の御指摘でございますから、十分その趣旨を体して仕事してまいりたいというふうに思っています。

○中野明君 私の言わんとしていることをそのまま受け取ってもらえていないんじゃないかと思うんです。国鉄共済を全体で救済していかなくやならぬ時点が来るんじゃないかという心配をますますしているわけですが、それはそれでかぶっていきま

すね。同時に、国鉄の余剰人員を受け入れて、そ

てその基金をきちっとしておかないとそれにもかぶらにやいかぬ、国鉄全体の赤字もかぶらにやいかぬ。将来二重にかぶることになるんじゃないか、そのことが心配なんです。その辺どうでしょう。

○政府委員(中島忠能君) 先の先までお読みになりましたいろいろな御心配されるわけでごさいますけれども、国鉄共済は先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、六十五年度以降につきましては白紙でございます。六十五年度以降というふうな議論が展開して、どういうふうになるのか、今のところ私たちの方も予想はつきませんけれども、その議論のプロセスはプロセスとしていろいろ考えられます。そのことと今、先生が御指摘になりました余剰人員の受け入れに伴う資金の移換の話は直接には結びついてこない。資金の移換は資金の移換としてそれはしていただくかなきゃならない。ただ、六十五年度以降の国鉄共済の救済についての議論のプロセスは議論のプロセスとしていろいろあるだろう。ありますけれども、それとこれは別だということに思っています。

○中野明君 そのとおりなんです。ですから、移換のときにきちっとしておいてもらわないと困りますよと。ただ、先ほどの答弁を聞いてみると、お金のことはこっちは心配せぬでよろしいんだ。向こうさんが心配することであって、我が方は心配要りませんと非常に紋切り型に、立場上そう言わざるを得ぬからおっしゃっているんだらうと思

うんですが、現状を見たときによほど腰を据えて話を詰めておかないと、ただ人間だけ持つてきてあとよろしく頼みますというふうなことになるってしまつたらえらいことになりはせぬかという心配をしているわけですが、その辺ひとつお含

みをいただきたいと思います。それから、きょうはいただいていてる時間が近づいてきましたので、ほかの問題は次に回したいと思います。

私どもがどうしても修正をしてもらいた

び八十条の一項では、退職共済年金の額は、厚生年金相当額と職域年金相当部分の額との合算額に加給年金額を加算した金額、こうなっております。ちょっとこれだけ読んだだけでは我々もなかなかわかりにくいんです。これまでは政府は、共済年金には職域年金部分が含まれていると説明をされてきましたし、新制度でも職域年金部分は三階部分であると説明をされているわけです。この職域年金部分については企業年金等の実態を考慮してやっていかなきゃなりません、その水準について人事院の報告を受けて見直しが行えるようにすべきではないかというのが我々の意見でございます。その点、これは修正にもかかわってくることでありますが、こういう考え方について大臣のお考えをお聞きしたいんです。

○国務大臣(古賀喜三) 職域部分の水準のあり方につきましては、国家公務員の場合に大蔵大臣から次のように答弁しております。企業年金の動向あるいは人事院の意見も踏まえつつ、一両年中に検討を行い、結論を得たいと考えているという答弁があったところでございますので、国家公務員について結論が出されればこれに準じて地方公務員も措置してまいりたいということでございまして。

○中野明君 わかりました。

それではもう一点だけ。組合員の期間が二十年未満で私疾病によって死亡した場合の従前の遺族年金につきましては、改正法施行日以後、従前の厚生年金の場合に準じて、組合員期間を二十年として通算年金方式により計算した額の半額に加給年金を加えた額を下回ることのないよう改定をするべきではないか、こういう要求を私もしております。この点ははどうでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 共済遺族年金につきましては、通常の場合には一般的には厚生年金の水準を下回ることがないというふうに考えておりますけれども、ただ、最低保障額の場合、加給年金の関係で共済の方が厚生年金の水準を若干下回るような場合も考えられます。衆議院の段階において

もそういう議論がございましたし、かねがね公明党の方からもそういうお話がございました。私たちがの方では既裁定の遺族年金につきまして最低保障の改善を図るということにつきまして何か考えられないかということ、いずれにしても政令段階で対応が可能でございますので、政令を制定する場合に何らかの措置を講ずることを前向きに検討してみたいというふうに考えております。

○中野明君 では、時間が参りましたので残りは次の機会に質問させていただくとして、本日はこれで終わります。

○神谷信之助君 職域年金部分の問題でまず質問をしたいと思ひます。

論議に入る順序として、職域年金の制度を今度設けた理由、根拠といひますか性格といひますか、まずこういう点について。

○政府委員(中島忠能君) よく御存じの先生にどういうふうに説明したらいいのかわかりませんが、思案するわけですが、公務員の共済年金というのは公的年金としての性格を持っております。公的年金としての性格を持っております。公務員制度の一環としての性格を持っております。公務員というものは公務員としての職務に服するといふ一つの制約がございまして、そういう制約を前提にいたしましていろいろな身分上の難しい規制もございまして、労働三権が制約されているとか、あるいは守秘義務があるとか、営利企業に従事することが禁止されているとか、そういうようなことがございまして、その二つのことを考え合わせまして、やはり公務員には民間の厚生年金とは違った年金部分があつてもいいのじゃないか、こういうふうなことを考えまして職域年金部分というものを今回設定させていただいたというところでございまして。

○神谷信之助君 そういうことだろうと思ひます。つづめて言へば、公務労働の特殊性をプラスしたというように言えるかと思うのですけれども、それで一つ問題なのは、年金全体の八割ぐら

いにすぎない、そういう点がいかがなものかという問題ですね。この辺はどういうようにお考えですか。

○政府委員(中島忠能君) おっしゃいますように、千分の一・五の職域年金部分というのは平均的に申し上げますと基礎年金も含む年金全体の大体八・七から八・八ぐらいのパーセントになるだろう、このように考えております。そこで、そういう水準がどうだろうかという先生のお話は、恐らくもう少し高くできないのかということをお含みの上でお尋ねになっておられるのだと思ひますが、千分の一・五を設定いたしましたのは、一つは、これも御説明させていただいたと思ひますけれども、今回の改正案を仮にお認めいただきましたら、将来の公務員の負担が千分の一・五に引き上げると相当高くなってくる。それをさらに引き上げるような要素といふものを、先生方からお話がありまして私たちが考えました場合にも、どうだろうかという、そこに一つの思案がございまして。

それからもう一つは、これも平均的な話で大変恐縮でございますけれども、改正されました厚生年金の水準が平均的な賃金に対して六・九％というふうな厚生省の方で説明されておりますけれども、今回の共済年金の改正案をお認めいただいた場合には、夫婦とも六十五歳以上になった場合と、平均給与月額に對しまして大体七・四％ぐらいになるだろう、こういう計算をいたしておりますが、千分の一・五を仮に千分の二にいたしました場合にはその七・四％がもう少し高くなるだろう、こういうことでございまして、厚生年金の水準とも考え合わせまして、ここは定量的にこうだという尺度もないわけではございませんけれども、そういうことを考え合わせますと、まあまあこのあたりが国民の皆さんの方からも御同意がいただける水準かなというところで千分の一・五の水準を設定させていただいたわけではございません。

この問題につきましてはいろいろ今まで議論も

ございました。そこで、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、結局、人事院の方でいろいろ御調査なさつて御意見もお出しになるだろうと、その御意見を踏まえまして政府の方でも改めて考えさせていただくというふうなことになるわけでございまして、この水準というもののあり方についてはこれからいろいろ御意見をちょうだいしていくことになるだろうと思ひます。

○神谷信之助君 今、公務員部長は千分の一・五でも現役者の報酬に對して四十年動続で七・四％ぐらゐになると、千分の二にすればさらにふえて七・五なり七・六になっていくということ、官民格差その他も今までのようなことをおっしゃっていただきました。いずれ見直しをしたいということもつけ加えておっしゃっているわけですね。

そこで、厚生省に聞きますが、今まで衆議院あるいは当院における各委員会での答弁、討論を聞いていますと、厚生年金の現役者の報酬との割合は六・九％だと、それは本人の基礎年金五万円、妻の基礎年金五万円に報酬比例部分七万六千円を加えたもの、だからいわゆる企業年金、三階建ては含まないものといふと七万六千円の六・九％というように出てくるんです。

それからもう一つ、今度はそれじゃいわゆる三階になる企業年金の方は報酬比例の三・一％ぐらゐに当たると、こういう答弁も別のところでなされておりますから、それを加えると十九万九千五百円と成ると、それは現役者の報酬に比べて七八・二％になるというふうに思ひますが、この点いかがですか。

○説明員(和田勝君) ただいまお尋ねの件でございますが、厚生年金基金の独自のプラスアルファの報酬比例部分に対する比率、これはプラスアルファ全体で見まして四・二％、その部分を差し引いた単純な上乗せ部分だけ取り出しますと、先生が御指摘のように三・一％ということでございます。これにつきまして、昭和四十一年から現在まで十九年間加入した場合の数値でございますが、これは今後とも変わらないという前提を置きまし

て四十年加入の場合のモデル計算をいたしますと、つなぎ部分を除きました三・一％に対応する分、そこでいきますと七八・七％、ほぼ先生の御指摘になった数字と同じでございます。

○神谷信之助君 だから、いわゆる職域年金に相当するんですね、企業年金の場合。だからこれに加えるならば、今、部長がおっしゃったように共済の方が高くなるということにはならぬ、現状でもというふうに思いますが、この辺はどうですか。

○政府委員(中島忠能君) 企業年金の状況というのは、私たちがいろいろな統計を見ましたけれども読み方がなかなか難しいんじゃないかと実は思うわけです。一つは、大企業と中小企業との間にアンバランスがあるということ、もう一つは、企業年金として支給されているその原資の中に退職手当が一体どれだけ形を変えてそこに入っているんだらうかということもなかなか把握しにくいというものが第二番目でございます。それから第三番目といたしまして、企業年金の中で物価にスライドしていくものとスライドしていかないもの、スライドしていくものの中でも完全にスライドしていくものもあるのかもわかりませんが、まあ二割ぐらいのスライドしていくものもある、あるいはまた企業年金の支給期間が限られているものもあるというので、企業年金の方の態様が今のところ非常にばらばらでございます。

今回、私たちの方で職域年金部分を設定することについての議論をしました場合にも、企業年金そのものの実情が直ちになかなか参考になりにくい、そういうものがあるということを頭の片隅には置かなきゃならないということでございます。先生が今お話しになりますように、それを基準にとか職域年金部分を考え直したらどうだ、議論し直したらどうだということでございます。私たちが今まだ調査が不十分かも知れませんが、若干無理があるんじゃないかという感じを今持っております。

○神谷信之助君 厚生基金の方は選択になります

ね、どちらも選択と。だから、一時金をもらう人というのはまだ多数でしょう。少ないですね。それから、片方の適格年金の方はもうほとんど大体一時金でもらっているようですね。年金にしている人の方が少ない。だから、おっしゃるようには、性格がちよっと違いますが、退職年金と比べてなにするならば、厚生基金の方のその状況がもう今圧倒的に年金にやってくるわけですから、この点で見る必要があるんじゃないかと。言うならば、年金化しつつあると思うんですね。こういうふうには私は見るべきではないかと思っております。いずれにしても同僚議員の質問に対して大臣の方も、一両年中には人事院の意見も聞き、調査もして、そして見直しをすることですが、私はその点では非常にこれは低い状況だという点を指摘して、これは是正をお願いしておきたいと思うんです。

それから次の問題に移りますが、地公法の四十三条の三項ですか、「退職又は死亡の時の条件を考慮して」「適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならぬ」、こういう条項があります。それで、今回の共済年金の改正に当たって地公法上の共済年金に関するこの規定は変わっていないですね。変わっていないければ、この算定基礎ですが、今一年間の平均ですが、全期間の平均に変える必要はないんじゃないか、こういうふうに思うんですが、この辺どうですか。

○政府委員(中島忠能君) 先生がおっしゃいますように、地方公務員法の規定は変わっておりません。今回の共済組合法の改正と申しますのは、大臣からも御答弁申し上げましたけれども、公的年金一元化に向けての一つの歩みだということで、基礎年金を導入していくとか、あるいは給付と負担の適正化を図っていくとかというところでございます。そういうことをやりながら制度間格差の議論にもある程度こたえていかなくちゃならないというので、今、先生が御指摘になりました算定基礎の問題も公的年金一元化の観点から今度改定させていただきます。こういうふうにかえられたわけでございます。

います。ただいま先生がお話しになりました地方公務員法の「退職又は死亡の時の条件を考慮して」ということでございませうけれども、実は現在の共済年金制度の中でもそういう面からいうところの配慮をしているものがございます。例えて言いますと、年金を裁定するときに二百四十月をなすとか、あるいは三百月をなすとか、あるいはまた最低保障額制度をつくるかというところで、退職または死亡のときの条件をびたり年金制度に反映させるということもいろいろな政策的な配慮から修正するということも現在許されておりますので、大きな公的年金制度の一元化という観点から、先生が今御指摘になりました問題もひとつ評価をしていただきたいというのが正直なところ私たちの気持ちでございます。

○神谷信之助君 それは余り評価できませんね。それは、死亡の場合の遺族年金の場合は継ぎ足しがあります。退職の場合というのは継ぎ足しがあるわけなんです。前回の委員会でも言ったけれども、最低保障の制度はなくなつて、以後絶対にそれより下がることはないというところは言えませんが、まあおっしゃっているんだし、その辺の歯どめはないわけですからね。だから、厳密に言うところ三年間の平均であったのを一年平均にして、より退職時の条件というものに近づけて、そして適当な生活の維持、いわゆるそれまでの生活が維持できる条件というものを確保するというのが公務員法での共済規定の原則のように出ているでしょう。それは残っているんだから、その計算の基礎というものを全期間にしたからそれはごぼつと減るに決まっているでしょう。だから何でそういうことをおやりになるのか。地公法の方は残っているのなら、こっちの方なるのはそういうことで整合性に欠ける、矛盾することになってくるということとを指摘しておきます。今すぐ変えろと言ったって変えやしないでしょうから。

それからもう一つは、先ほど部長がおっしゃったのに、千分の一・五を千分の二にするとかい

いる考えていく場合の一つの要素として負担の増加の問題をおっしゃったわけですよ。それで、負担の増加という点を考える場合に問題になるのは、負担割合の労使折半の問題です。これを固定しておけばそれはそうなるわけでしょ。あるいは公的補助の部分を今回みたいに大幅に減らすということをやればますます、そして将来にわたってずっと減っていくわけです。この間も部長がおっしゃったように、そういうことを固定化していけば必然的に負担割合はふえていきますよ。問題は、そのところをどう改善するか、それとのかかりでやらないと、負担と給付の適正化といつても労使折半は企業の方はほとんどと変わってきているのにそういう状態がそのまま残っている。金科玉条のように労使折半を残さないで、これはあなた、どうしたって負担はふえざるを得ない、財源率はほとんどふえざるを得ない、こうなりますよ。

だから、問題はやっぱりそこをどう考えてもらうかということだと思ふんですけれども、これは議事録を見ても、特に企業年金の部分がでていましたけれども、企業年金の負担割合について適格年金を有する企業のうち労働者負担のない企業が九四・五％、つまり全額企業負担というものが九四・五％というのが労働者の答弁で出ています。あるいは労務行政研究所の資料では、厚生年金基金の方では五十八年度七二・七％、これは全部企業負担という状況になってきています。だから、給付と負担の適正化というならば、公的負担をもっと引き上げるといふ問題、労使折半をどうしていくか、我々は七対三にしないかと言っているんだけれども、この問題を抜きにしてこれをやれば負担はますますふえていくわけですね。地公法の場合は自治体の財政負担分、それから労働者の負担分、そういう問題になりますからね。この負担割合についての根本的検討というのは現在の民間企業の状況からいっても早速始める必要があるんじゃないかと思ふんですが、この点自治大臣はどうお考えですか。

○政府委員(中島忠能君) 大臣から御答弁申し上げる前に少し私から事務的に説明させていただきます。一つは労使折半の問題でございます。これは確かに先生がお話しになりますように、労使折半というものがとにかく国際的に見てもすべて固定しているというわけではないと思ひます。したがって、この問題についてはこれから私たちが勉強していかねばならないと思ひますけれども、ただ、年金制度にはそれぞれの国のそれぞれの歴史といひますか伝統といひますものがございまして、その伝統の上に立つて年金制度が今日一つの姿をつくっておられるわけでございますが、我が国におきましては現在のところ労使折半というのがおおむね国民の合意を得た方式ではないかということ、今度も労使折半ということ前提にして考えさせていただいて御説明させていただいておるということでございます。

○神谷信之助君 これと関連して私が非常に問題だと思ふのは、懲戒処分等の支給停止の問題なんです。これは同僚議員もやっていますけれども、禁錮以上の刑または停職以上の懲戒処分を受けたときは一部または全額支給ストップというわけがあるわけですね。この部分は職域年金部分をカットするわけでしょう。あるいは減らす。これは半分は本人が掛金をやっていますが、それも全部だめということになるわけですか。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕

○政府委員(中島忠能君) 職域年金部分というものの性格から考えましてその職域年金部分全部といふふうには実は当初は考えておったわけですが、いろいろの先生方からお話があるわけですが、その部分というのは掛金が半分入っているんだからというお話が実はございまして。私たちが政令を作成する段階におきましては、そういういろいろな御指摘を踏まえて政令を作成していく必要があるのかということ現在考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 禁錮以上の刑になれば懲戒処分になったりする場合が多いです。諭旨免職の場合もありですね。同時に、懲戒免職あるいは停職以上の処分ということになりますと、これは労働運動なりあるいはいろいろな民衆運動なりとの関連でそういう制裁を受けるという事例もたくさんある。そういうことになるわけなんです。そうすると、例えば泥棒をした、汚職をした、そういうことによつて懲戒処分を受ける場合もあるだろうし、しかし片一方で労働運動をやっている中で懲戒処分になったりする場合もある。だから、言うたらハレンチ罪と非ハレンチ罪を同一視するというのは私は問題があると思ふんです。労働運動なりあるいは政治活動でそういうことをやるというものは、これは思想、信条にかかわる問題で、泥棒するのとおれの思想、信条だということにならぬでしょう。全然違う問題でしょう。だから、その思想、信条にかかわる行動について処分をされた、その処分自身我々は不当だといふように

に思ふんです。

もつと簡単に言つたら、知事の気に入らぬから首だといふ場合もあり得るんだからね。だから、そういう者に対してさらに年金で制裁を加える、このことが妥当なのかどうなのか。そういう思想、信条に基づく行動による懲戒処分と、それから汚職をやつてやられた懲戒処分と十把一からけといふことにみなされるのかどうか、しかも事は思想、信条にかかわる問題とすれば憲法上の疑義さえ起こる問題にもなる、こういふように思ふんです。この点はいかがなものか。だから、全額企業が出して、企業の気に食わない、あるいは企業の方で労働規制に対する反対運動をやる、だからおれの方では、企業が出した分は出さないといふのは、退職後の年金生活あるいは退職後の生活にまで及ぼすという非常に大きな、過剰な制裁措置を加えるということになると私は思ふんです。退職に至るまで労働管理をばたけていくというところは人道上も許されないのではないかと、う疑念を感じます。この点についてどうお考えかお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(中島忠能君) 先生がお話しになりましたように、健全な労働運動といふのは大いに奨励していかねばなりませんし、健全な労働運動といふものは当局としてもきちっと評価をして、それを妨げることがあってはならないと思ひます。ただ、地方公務員法も制定されてからもう長い年月がたつておりまして、どういふ労働運動が違法性があるのかといふこともいろいろな判例の積み重ねによりましてはつきりしておりますので、その判例によりましてこれが違法な労働運動だといふことになりまして、仮に目的がどうであつても、その違法性といふものは違法性としてきちっと評価をしていかねばならないという気がいたします。

○神谷信之助君 それは公務員部長、健全な労働運動であつても不当な処分をされ懲戒、解雇をされる例は公務労働でも民間労働でもたくさんあるんですよ。裁判でそれは不当だとして現職復帰の判決が出て例もたくさんあるし、私自身も経験したように無罪になつて健全な労働運動であるといふことが証明されたという例もあるんですよ。その中で懲戒になった人もいますよ。しかしどうにもならない、裁判があつてから十九年になるでしょう。だからそれをだれが判断するんですか、健全か不健全かと。それはそのときの使用者側の判断に基づくわけです。だから簡単に言つたら自分の気に入らぬということなんです。しかしそれは絶対に誤りないのかといふとそんなことないんですよ。事実誤りがある。だからそういうものでも、退職した後の生活保障にまでも労働管理あるいは労働の管理政策といふものを貫徹するといふのは私は少なくとも憲法上の疑義があるといふように思ひます。

時間になりましたので、この点について大臣も御研究してもらいたいと思ふんです。実際被害者はなかなか救われないんですよ。

○抜山映子君 諸外国、特に欧州では日本より先に高齢化に達してしまつていふことが言われておりますが、ヨーロッパ諸国では年金の支給年齢が六十五歳であるといふことが主流のようによつておられますが、主として御説明ください。状況であるか、ちょっと御説明ください。

○説明員(鈴木伸一君) 欧米主要国の一般的な年金制度について申し上げますと、西ドイツは六十を

先生が適格年金とかあるいは基金年金とかお話しになりました。労働者負担の割合が低いとか、労働者負担がないという話がございました。適格年金とか基金年金につきましては財源の内容についても、人事院の調査とか、あるいは私たち自身も労働者とか関係方面からいろいろ資料を集めて勉強させていただきたいと思ひます。

五歳でございます。アメリカは六十五歳でございます。イギリスは男子が六十五歳、女子が六十歳でございます。スウェーデンは六十五歳でございます。フランスは六十歳でございます。

提出をした場合に六十歳という特例がございます。それから、年齢の差を設けていることにつきましては、考え方をお尋ねになったわけでございますけれども、男女差別ではないかという御指摘であつたわけでございますが、今回の改正におきましては全国民に共通いたします基礎年金を導入いたしまして、すべての婦人が国民年金に加入し自分の名義の基礎年金を受け取る、こういう仕組みになつたわけでございまして、基礎年金につきましても男女を問わず六十五歳ということになつております。他方、厚生年金におきましては、これも男女を問わずでございますが、保険料負担をなさつた本人ということで特別支給を行うことにしております。必ずしも男女差別になつていないといふことにはならないかと思ひます。

○抜山映子君 年金の制度は大体男性中心に今つくられていてと言つて過言でないと思つたわけであります。ところが、御存じのように、女子の平均寿命は八十歳を超えております。一方、男性は七十五歳を下回つてゐる。平均寿命に大体五歳の差がある。加えて二、三年年上のカップルが多いわけですね。そうしますと、その両方を加えますと大体女性が七、八年は未亡人で暮らさなければいけない。そういうときに配偶者による扶養、介護というものは期待できない。ですから、年金への依存度というものは男性よりも女性の方がはるかに高いということが言えるわけでございます。

○抜山映子君 しかし、実際に結果的に見ますと、サラリーマン世帯については、妻は夫とともに生活していれば、どんなに六十五歳になつても年金をもらえるんですけれども、離婚してしまつたらもう年金は自分が六十五歳になるまではもらえない、こういうことになつて実際に離婚したくてもできない。また、不幸にして御主人の方に愛人がおつたりして離婚の余儀なきに至つたような場合でも、結局自分が六十五歳になるまではもらえない、ということになっておるわけですね。

ところが、今回の年金の改正によつて女性の年金権が独立したということは人間的にいい説明で、確かに独立化という一面を達した面もございませうけれども、給与で生活する世帯の夫婦について女性の年金給付年齢が結果的には五年遅くなつてしまふ、男性よりも五年遅い。ですから、女性が仮に六十歳で離婚いたしますと、男性の方は基礎年金と報酬比例部分の年金をもらえる。公務員の場合であればさらに職域年金がプラスになる。ところが、六十歳の妻は六十五歳になるまで年金はもらえないということで大変に不幸な状況になる。こういうのは、私は、先般批准されました婦人差別撤廃条約の精神にもとるものではないかと思ふんです。その点をどうお考えになるのか。そしてまたヨーロッパではこのあたりはどうなつてゐるのか、ちよつと伺ひます。

○政府委員(山内豊徳君) ただいまの点、西ドイツでの制度の詳細については私も詳しく勉強してない点がございますのですが、これは年金に限らず資産一般について、離婚の場合でも夫と妻に分割するという法制をとる国とそうでない国とで大分違つてくるかと思ひます。私も今回御提

案さしていただいております国民年金、厚生年金につきましましては、お認めいただきました基礎年金制度も、御自分では保険料を払つていらつしやならなかつた婚姻期間も御自分の老後の基礎年金の算定期間にするという意味では、西ドイツ型の分割案ではございませんけれども、その分に関しては妻名義の年金権が確立したといふふうに考えておるわけでございます。

先ほどお尋ねの、実態論として男性のサラリーマンの場合が多いのだからその場合は六十から特別支給があつて、それに依存する奥さんの場合は六十五まで自分の年金を待たなきゃならない点は御指摘のとおりかと思ひますが、そのような被用者の場合でも、現状だけを申せば女性については若干早い支給開始年齢を設けていたようないきさつもございますので、このあたりは確かに外国との制度の比較もこれから念頭に置きながらいろいろと考えなきゃならないと思ひますが、一概に西ドイツ型でというわけにはいかないかと。そのあたりが今基礎年金を導入させていただいた一つの考え方の基礎にあるわけでございます。

○政府委員(山内豊徳君) この支給開始年齢の問題は、年金水準の問題とあわせてこれからの高齢化社会における年金制度を円滑に運営していくためにはどうしても避けて通れない問題だといふ認識は私もございませう。ただ、今の御質問の趣旨は、厚生省自身が何らかの計画として六十歳ではなくて六十五歳支給という計画を持つてゐるかといふお尋ねであれば、そこまでは実はまだ至つていないのが現状でございます。ただ、私も過般の国民年金、厚生年金法の改正の際にも、確かに現行のままに推移すると昭和百年過ぎには労使折半とはいへないが月給の三九%近くも負担しなきゃならない。しかし今回の改正を前提とすれば昭和九十五年ぐらいの時点でも労使折半で月給の二九%ぐらいで済みますという提案をしたわけでございませうが、その際一つの仮の試算としまして、もし支給開始年齢をさらに五歳おくらしたならばどうなるかという意味ではかなりこの負担が下がつてきまして、昭和九十年から百年の間ぐらいで月給の二三%ぐらゐで済みそうだという数字を示したことはございませうが、今申しましたように、厚生省として政府として現在直ちにこういう計画を持つてゐるという段階にはまだ至つておりません。

○抜山映子君 支給年齢を六十五歳に上げるとい

開始年齢になつてゐるけれども、これを最終的には西暦二〇二一年から二〇二七年にかけて六十七歳にまで引き上げるといふ法律が、たしか一九八三年でございませう昭和五十八年の四月に成立してゐるようでございます。

○抜山映子君 日本は世界一の長寿国ということにもなつたわけですが、ヨーロッパは主流が六十五歳である、アメリカは現在六十五歳だけれども、もう既に二十一世紀に入つてからは六十七歳に引き上げるといふ法律ができ上がつてゐる。こういうようなことを考えますと、日本の方もこれから加速度的に突入する高齢化に向かつて支給年限を六十五歳にするという構想があるんじゃないんですか。

○政府委員(山内豊徳君) 御存じのように、婦人差別撤廃条約の方には、婦人に対するすべての差別を禁止する適当な立法を行わなくちゃいけない、こういうことになつておるわけでございまして、これから年金の一元化という問題もまだ残つておりますし、逐次検討される点があると思ひますので、ひとつ今の点を考慮に入れて一元化を図つていただきたいと切望するものでございます。

○説明員(楠木伸一君) 先生御指摘でございますけれども、西欧諸国で男女の年齢の区別を設けておりますのは、先ほど申し上げましたけれども、イギリスは男子六十五歳、女子六十歳、それから西ドイツにつきまして女子は十五年以上の拠出の場合で、最近二十年間に十年以上強制適用による

○政府委員(山内豊徳君) ただいまの点、西ドイツでの制度の詳細については私も詳しく勉強してない点がございますのですが、これは年金に限らず資産一般について、離婚の場合でも夫と妻に分割するという法制をとる国とそうでない国とで大分違つてくるかと思ひます。私も今回御提

○政府委員(山内豊徳君) アメリカにおきまします今の点の改正案、御指摘のとおりかと思ひます。私も調べました結果では、現在は六十五歳が支給

うことを避けて通れない問題であるという御発言がございましたので、そういう時点に変える場合に、先ほどの女性との格差の問題を解消するようにひとつ真剣に考えていただきたい、こういうふうに思っています。二十一世紀に入ってから年金受給者がふえれば年金財政は成り立たなくなるということはもうはっきり言えると思うんですけれども、現状のままだと各年金制度についてどういふ事態になるのか、分けてちょっと教えていただけないか。

○政府委員(山内豊徳君) 私どもが直接所管しております厚生年金についての姿は今申しました意味で一つの見直しを持っておりまして、これは今回の厚生年金、国民年金法の改正によってはこの見直しどおり今後の年金制度が推移すると考えております。それは今申しましたように、現行の厚生年金保険のままで昭和百年には労使折半で現役の負担が三九%台になるけれども、今回お認めいただいた厚生年金法の改正が実現したことによって昭和九十年代でも労使折半で二九%で済む。それが前提には、もちろんこれはいろいろ御議論もございました基礎年金の導入とか、あるいは厚生年金につきましても長い経過期間をかけて給付水準を適正化するということを織り込んだためにそういう負担で済むという見直しを持ったわけなんです。この点は、これからの運営の適切を保持していけば、おおむね厚生年金については保持できる負担のレベルであり、給付の姿であるというふうに考えておるところでございます。

○抜山映子君 今回の改正によりまして給付の一元化の方は実現したわけですが、負担の一元化についてはなるべく具体的な構想、スケジュールというものを教えていただけないか。

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正で、いわゆる被用者年金の二階部分につきましては将来に向けて給付面での整合性はほぼとれることとなると思っております。また、制度間には一部給付面でも違いが残されておるわけでございます。また、負担の面では制度ごとの掛金の違いもございます。

し、今後給付と負担の両面において制度間調整を進めることとなるわけでございます。

その際、どういふ調整を図る必要があるかという具体的な問題につきましては、これはやはり各制度の関係者の意見も踏まえながら今後政府内部でも議論を尽くさなければならぬと考えておるところでございます。したがって、現時点で具体的にその全貌を明らかにすることは困難であるというふうに考えております。

○抜山映子君 では、遺族年金の問題について伺いたいんですが、男性の場合は生涯の収入に見て余り変化はないと思うんですが、女性については生涯のいろいろなステージにおける変動によって年金がころころと変わるわけですね。

その一つの例として、サラリーマンの妻が、夫が死亡する、死亡した後に遺族年金をもらって一生懸命子育てをする。子供も成長して結婚もしたからということで、今度は再婚の機会に恵まれて結婚をした。たまたま相手自身が営業の男性であった。もちろん結婚した時点で遺族年金というものはストップされるわけです。ところが、結婚後、どうしたことでしょいか、結婚連に恵まれず、三日ぐらい連れ添ってすぐその自営業の男性がまた亡くなってしまった。そうしますと、今度はもう年金がなくなってしまうわけですね。今まではサラリーマンの妻であったときにもらえる遺族年金がもらえなくなってしまう。そういう意味で、今女の人が、本当は再婚して結婚した状態にありながら籍を入れるのをちゅうちょするというケースが大変に多いわけです。

したがって、こういうように、片方サラリーマンの妻であった年限は非常に長い、自営業の妻であった期間は短い。その短い方のために今までの遺族年金は全然もらえないということでは、女性の生涯的な観点からの年金制度としては、見直しが必要なんじゃないかとも思うんですけれども、厚生大臣いかがでしょうか。

○政府委員(山内豊徳君) いろいろ具体的な設例でございますので私から答弁させていただきます。

のでございますが、大変気の毒な、特に三日で亡くなったというケースであれば気の毒なケースでございますので、非常に答弁にあれでございますが、やはりまず問題は二つございまして、一つは、先生おっしゃったように現在の日本の遺族年金制度は再婚という事象がありますと権利がそこで消滅してしまうということでございまして、それからもう一つの問題は、自営業者の世帯の方の場合、たまたま再婚なさって、お子さんがいらっしやれば実はその段階で遺族基礎年金が出るわけでございますが、先生の御設例でございますと、お子さんもういらっしやらない。そうなりますと、確かに二度目の御主人の亡くなったことによる遺族年金は受けられなくなるわけでございます。

ただ、そのあたりに、先ほど来申し上げておりますように、生涯をかけて基礎年金の資格を積み重ねていただいて、老齢基礎年金、老後保障に關しては今回の制度が一つの答えを出したというふうに考えているわけでございます。逆に申しまして、そういう方の例に何とか対応するためにどういふ年金制度を仕組みたいかという議論になります。これはこういう席で申し上げてはどうかと思えますが、幾つもの御主人の年金を持つということになってもこれまたバランスの欠ける例もございます。そういう大きな意味での通算のようなことに踏み切れないでいるのが、これは国際的にも必ずしも日本だけではないと思うんです。

○抜山映子君 いろいろな面から考えまして、女性の年金権というものは男性の年金に附属したもののという考え方が大変に強いと思うんです。基礎年金部分五万円というところで、まあ五万円ではなかなか女性一人で生活することは難しい。しかも、五万円が満額もらえる人が果たしてどれだけいるかですね。現在の制度では、満額もらえる人というのは現在まだ少ない方でございます。そうしますと基礎年金の方は二万円とか三万円とかこういう人も出てくるわけでございます。

て、女性にとって年金制度は今大変不利になっているということがあると思います。そういうわけで、ひとつ根本的に女性の年金権というものを見直していただきたいということを特に強調したいと思っております。

それから、これはだめ押しになるんですけれども、職域年金、これは公務の特殊性ということで説明されておりますが、この公務の特殊性というのをもう一度御説明ください。

○政府委員(中島忠能君) 公務員は公益のためにのみ勤務しなければならぬという要請があると思っております。それが一つございまして、もう一つは、そのことに關連して、公務員についてはいろいろな身分規制がございます。労働三権が制約されているとか、あるいはまた営利企業への従事が制限されているとか、守秘義務があるとか、そういうような厳しい規制のもとで勤務に服しておる。その二つの観点から、公務員は民間のサラリーマンとは異なった立場にある。そういう公務員が、公平にして能率的な仕事をしていくためには、年金制度の面においてもそれなりの配慮をしていく必要があるというところで職域年金部分を設定させていただきましてということをお説明させていただきます。

○抜山映子君 ただいま、公務の特殊性というのは二点ある。一つは公益のためにのみ奉仕する、第二点はいろいろ身分規制がある、こういうふうに言われました。その趣旨からいいますと、職域年金部分の禁錮刑による支給停止を公務員でない遺族にまで及ぼすのはどう考えても論理的に合わないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 公務員であった年金受給権者が禁錮刑等に処せられまして給付制限を受けている。その方がお亡くなりになりました遺族共済年金というところになりますけれども、その場合には遺族には給付制限が及ばない、こういうことを御答弁申し上げましたけれども、それとは別に、遺族の方が今禁錮刑以上の刑に処せられた場合にはその遺族の方には給付制限が及びます。

それはなぜかといいますが、先ほど御説明申し上げましたことと関連するわけでございますが、職域年金部分を受けるにふさわしい方というのはどういふ方だろうか。反対に言いますと、どういふ方が職域年金部分を制限されてもやむを得ないと考えられておるかということでございますけれども、その一つに禁錮以上の刑に処せられた場合といふのがあつたわけでございまして、禁錮以上に処せられた遺族の方は、その限りにおいて給付制限をされるというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○抜山映子君 幾ら考えても今の回答では納得できないですね。身分規制を受けるのは当の公務員本人である、公益のために奉仕するのにもその当該公務員である、遺族は別に公益のために奉仕することも身分規制を受けることも、これは芸術家の場合もあるでしょうし、野球選手の場合もあるでしょうし、いろいろあると思うんです。そういう方が禁錮刑による支給停止を、同じように公務員ではない遺族が受けるというのは今の御説明ではちょっと納得できないんですが、もっとはかの御説明はございませんか。

○政府委員(中島忠能君) 先ほど申し上げたことの繰り返しになるわけですが、職域年金部分があつた場合に制限されるかということに關連するわけでございまして、職域年金部分といふのは、一つは禁錮以上の刑に処せられた場合、そしてもう一つは懲戒処分等をお受けになった場合、こういうことでございまして、禁錮以上の刑に処せられるというのは御本人の場合もございまして遺族の場合もございまして、そういう場合には、遺族の方も御本人とのバランスの関係上やはり給付制限を受けるということでございます。

○抜山映子君 これは御本人とのバランスといつても、納得できる御説明のように私はうかがえないのでございますが、これはよろしいでしょう。

それでは、もう一つため押しになるんでございますけれども、衆議院の各委員会の附帯決議で

「職域年金相当部分の支給要件については、その緩和を図ること。」。こういうふうになつたわけですが、この意味は、政府原案では職域年金加入期間二十五年未満二分の一支給となつてゐるものと与野党協議で二十年未満に改める、こういう合意を指すものであると受けとめておるんですけれども、この受けとめ方でよろしいでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 私たちもそのように理解をいたしております。

○抜山映子君 さらに踏み込んで、この二十年未満も削除すべきだと考えますが、そこまで踏み込んではお考えいただけませんか。

○政府委員(中島忠能君) 職域年金部分というのは、先生も御存じかと思ひますが、相当年限公務に勤務された方について職域年金部分を支給しよう、そういう基本的な考え方がございまして、そういう考え方で退職共済年金の受給期間である二十五年といふものと一致をさせていたいたつたわけでございまして、いろいろな先生方の話がございまして、また与野党間のお話もございまして、それを二十年というふうに御修正なさるといふような話が進んでおるようでございます。したがうして、それをさらにという話は私たちがちょっと今の段階では何ともお答えのしようがございせんが、設定させていただいた趣旨から申し上げますと、やはり二十年といふところは最低限必要ではないかというふうに思ひます。

○抜山映子君 終わります。

○委員長(増岡康治君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(増岡康治君) この際、連合審査会に關する件についてお諮りいたします。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について内閣委員会に対し、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について文教委員会に対し、並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案について農林水産委

員会に対し、それぞれ連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について内閣委員会、文教委員会及び農林水産委員会からそれぞれ連合審査会開会の申し入れがありました場合、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時散会

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、住民税の課税最低限引上げに關する請願(第一〇〇九号)

一、地方税の法人均等割税額の軽減に關する請願(第一〇三七号)

一、地方公務員等共済組合法の一部改正案反対に關する請願(第一〇九一号)

第一〇〇九号 昭和六十年十二月九日受理
住民税の課税最低限引上げに關する請願
請願者 東京都府中市清水ヶ丘二ノ一二ノ二 茂木清三郎 外七百六十八名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四八二号と同じである。

第一〇三七号 昭和六十年十二月九日受理
地方税の法人均等割税額の軽減に關する請願
請願者 東京都墨田区亀沢一ノ五ノ一〇 鈴木啓之 外百三十六名
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇九一号 昭和六十年十二月九日受理
地方公務員等共済組合法の一部改正案反対に關する請願
請願者 長野市上松三ノ三二ノ五 古根玉 奇 外一万九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君

政府は、国民年金・厚生年金の改悪と連動して、制度発足以来の改悪といえる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案等の成立を企図している。これらの法律案は、昭和七十年を目標とする公的年金一元化計画に基づき、基礎年金制度を導入して低位平準化をすめようとするもので、給付水準三十パーセント以上の切下げ、原則六十五歳への支給開始年齢繰延べ、国庫負担の大幅削減など、老後の生活に重大な影響を及ぼす。更に、法律施行後も大幅な掛金引上げを図つてくることは明らかである。また、既裁定者の物価スライド凍結を行うなど年金受給者の生活をもおびやかすものである。昨年の健康保険法の改悪、共済年金の掛金の大幅引上げ、国民・厚生年金制度の改悪につづく共済年金制度の改悪を容認することはできない。ついでには、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を廃案とされたい。

第二部

地方行政委員会會議錄第五号

昭和六十年十二月十七日

【參議院】

昭和六十一年一月六日印刷

昭和六十一年一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局